平成29年度

滋賀県交通安全実施計画



滋賀県交通安全対策会議

はじめに

平成28年中に県内で発生した人身交通事故は、5,294件で、これらの事故により53人の尊い命が失われ、6,651人の方が負傷されました。

関係者をはじめ県民の真摯な取組みにより、交通事故発生件数および負傷者数は、 6年連続で減少し、死者数は昭和29年以降の過去63年間で最も少ない人数となりました。

しかしながら、いまだ多くの尊い命が交通事故で失われ、交通情勢は依然として厳 しい状況となっています。

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第25条第1項の規定に基づき作成した、第10次滋賀県交通安全計画(平成28年度~平成32年度)を的確に推進するため、平成29年度の県内における陸上交通の安全に関し、県および国の指定地方行政機関等が実施する具体的な施策を定めたものです。

第10次滋賀県交通安全計画では、県民の安全と安心を確保し、真に豊かで活力ある 社会を構築し、人権尊重の理念に基づき究極的には、交通事故のない滋賀を目指すこ とを基本理念とし、計画の最終年となる平成32年までに年間の交通事故死者数を45人 以下とするとともに死傷者数を6,000人以下という交通事故の総量を抑止することを 目指しています。

こうしたことから、第10次滋賀県交通安全計画の2年目である平成29年度は、引き続き「交通事故のない滋賀」の実現に向けて確実に歩を進めるため、滋賀県交通安全対策会議の構成員が相互に緊密な連携を図りながら、市町をはじめ関係機関・団体や県民の皆様との協働のもとに、この実施計画に定めている各種の施策を着実に推進することとしています。

第1部 平成29年度交通安全実施計画

第	1章	道路	交通の安全						1
ĵ	第 1 1	節 道	路交通環境	の整備 …					1
	(1)	生活に	密着した身	/近な道路等	における	人優先の気	安全・安心な	2	
		歩行空	間の整備				•••••		1
	(2)	高速道	[路の更なる	活用促進に	よる生活	に密着した	と身近な道路	各等	
		との機	能分化 …						2
	(3)	幹線道	路における	交通安全対	策の推進	<u> </u>			2
	(4)	交通安	全施設等整	を備事業の推	進				4
	(5)	歩行者	空間のバリ	アフリー化	;				7
	(6)	無電柱	E化の推進						8
	(7)	効果的	」な交通規制	∥の推進 …					9
	(8)	自転車	工利用環境 <i>σ</i>	総合的整備	j				9
	(9)	高度道	路交通シス	テムの活用					10
	(10))交通需	ぎ要マネジメ	ントの推進					10
	(11)	災害に	備えた道路	8交通環境の	整備 …				11
	(12)	総合的	」な駐車対策	ぎの推進					12
	(13)	道路交	ぎ通情報の充	芝実					13
	(14))交通多	全に寄与す	-る道路交通	環境の整	· 備			15
第	52節	i 交诵	i安全思想の)普及徹底.					17
		(ア							
		(1							
		(ウ							
		(エ	高校生に対	 する交通安	全教育)				20
		(オ	成人に対す	⁻ る交通安全	:教育) …				21
		(カ	高齢者に対	 する交通安	全教育)				22
		(キ	障害者に対	けする交通安	全教育)				23
		(ク	外国人に対	 する交通安	全教育)				23
		(ケ	自転車利用	者に対する	交通安全	:教育)			23
	(2)	効果的	」な交通安全	と教育の推進					24
	(3)	交通安	全に関する	普及啓発活	動の推進	······			24
		(ア	交通安全県	、 民総ぐるみ	運動の推	進)			24
		(1	交通安全運	動の推進)					26

		(ウ	自	転耳	重の)安	全	利月	一の	推	進)	٠	• • • •	• • • •	• • • •	• • • • •	• • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • •	• • • • • •	• • • • •	• • • • •	27	7
		(工	す	べつ	ての)座	席(にま	うけ	る	シー	-]	١ ^	ミル	<u>ا</u>	着用	の	徹几	底)						28	3
		(オ	チ	ヤー	イル	ノド	シ	— I	・の	正	しい	い信	吏月	りの	徹	底)									28	3
		(力	反	射机	オの) 普	及作	促進	隹)																29	9
		(キ	飲	酒道	重転	禄	絶	に斥	可け	た	規軍	包括	意識	もの	確.	立)									29)
		(ケ	交	差点	点事	≨故	防.	止亥	力策	0	推進	重)													3()
		(サ	効	果白	内な	法広	報(のま	ミ施	()															3(Э
		(シ	そ	の作	也の) 普	及月	啓新	善活	動	の推	生迁	進)												3	1
	(4)	交	通の	安	全り	こ関	す	る」	民間	引団	体	等の	ΞC	主体	s的	活!	動の	推	進	等						3]	1
	(5)	住	民の)参	加	• 協	多働	jの	推近	焦					••••											32	2
第	3 節	i	安全	達	転の	り確	〖保	:																		32	2
	(1)	運	転者	育教	育勻	等の) 充	実							• • • •											32	2
	(2)	運	転免	許	制月	度の)改	善							••••											34	1
	(3)	安	全運	転	管耳	里の)推	進					• • •		• • • •											35	5
	(4)	事	業用	自自	動耳	重の)安	全	プラ	ラン	に	基へ	ゔ <	〈安	全	対	策の	推	進							38	5
	(5)	交	通党	分働	災氰	善の)防	止	等						• • • •											37	7
	(6)	道	路交	ズ通	に関	関す	-る	情	報♂	充	実	•			••••				••••	••••	••••					37	7
第	4 節	i	車両	jの	安全	全性	この	確何	保	•					• • • •											39)
	(1)	自	動車	この	検る	査ま	ょよ	び	点核	整	備	の方	己乡	Ę												39)
	(2)	自	転車	この	安全	全性	:の	確何	保																	40)
	(3)	交	通関	係	用占	品の)安	全怕	性の	確	保	およ	< C	バ庁	上					••••				••••	••••	40)
第	5 節	i	道路	5交	通利	失序	きの	維打	持																	·· 4]	1
	(1)	交	通の	指	導耳	反紹	もり	の	強化	1等					••••											·· 4]	1
	(2)	交	通事	¥ 故	事件	牛等	引こ	係	る通	重正	カン	つ網) 召	密な	:搜	查	のー	·層	の‡	推進	٠					42	2
	(3)	暴	走族	巨対	策の	り強	乵化	••						••••	••••				••••	••••		••••				·· 42	2
穿	写6負	節	救」	助・	・救	急	活重	助の	充	実																·· 44	1
	(1)	求	汝助	· 求	女急	体	制の	り整	養備						• • • •		•••••									44	1
	(2)	求	対急	医源	景体	制(の虫	き備	Î																	45	5
	(3)	*	枚急	関係	系機	関(の協	岛力	関	係の	の確	霍 保	等		•••				••••							·· 45	5
第	写 7 賃	節	被	害者	拿支	援(のす	乞実	<u>ا</u> کے ا	推出	隹															45	5
	(1)	打	員害!	賠償	賞の	請	求に	こつ) / \	ての	の援	曼助	等		• • • •											45	5
	(2)	3	さ通	事責	女被	害	者す	支援	をの	充匀		化														46	3

第	8 節	研究開発	きおよび調査	研究の充実			 	·· 47
	(1)	道路交通の	安全に関す	る研究開発の	つ推進		 	·· 47
	(2)	道路交通事	4故原因の総	合的な調査の	肝究の充	実強化	 	·· 47

第	2	章	鉄道交	通の質	安全										49
	第	1 節	鉄道	交通	環境(の整備									49
		(1)	鉄道施	設等(の安全	全性の「	句上								49
		(2)	運転保	安設(備等の	の整備	••••				•••••				49
	第	2 節	鉄道	交通の	の安全	全に関っ	するタ	お識の⁵	普及 …						50
	第	3 節	鉄道	の安全	全なi	軍行ので	雀保								51
		(1)	保安監	査の質	実施				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						51
		(2)	運転士	の資質	質の何	保持 ·	•••••								51
		(3)	安全上	のト	ラブ	ル情報(の共る	有・活力	用 …						51
		(4)	気象情	報等の	の充領	実 …									51
		(5)	大規模	な事		が発生	した場	場合の	適切な	対応					51
		(6)	運輸安	全マス	ネジ	メント	平価の	の実施							51
	第	4 節	鉄道	車両の	の安全	全性ので	雀保		•••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	52
	第	5 節	救助	• 救?	急活動	動の充領	実		•••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	52
	第	6 節	被害	者支持	爱の打	推進 ・	•••••		•••••				•••••		53
第	3	章	踏切道	におり	けるる	交通の気	安全								55
	(1)踏	切道の	立体	交差	化、構造	告の引	女良お.	よび歩	行者等	等立体	横断施	起設の		
		整	備促進												55
	(2)踏	切保安	設備の	の整何	備および	び交近	通規制 (の実施						55
	(3)踏	切道の	統廃	合の化	足進									55
	(4) そ	の他踏	切道の	の交i	角の安々	全おる	よび円泊	骨化等	を図る	るため	の措置	-		55

第2部 平成28年度交通安全実施計画に対する実績

第	[章	道	路交	通(の安全	È			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • •		 	 	 		1
É	育 1	節	道路	交证	通環境	きの虫	を備					 	 	 		1
É	育 2	節	交通	安全	全思想	息の割	音及徹	底				 	 	 	1	3
复	育 3	節	安全	運輔	転の確	崔保						 	 	 	2	: 1
É	6 4	節	車両	のす	安全性	生の確	解保					 	 	 	2	7
É	育 5	節	道路	交证	通秩序	序の維	推持					 	 	 	2	7
É	6	節	救助	• ‡	效急活	舌動の	充実	:				 	 	 	2	9
É	育 7	節	被害	者を	支援0	つ充実	ほと推	進				 	 	 	3	1
É	8	節	研究	開多	発お』	にび訴	骨査研	究の	り充実			 	 	 	3	3
第 2	2 章	鉄	道交	通	の安全	È .						 	 	 	3	4
多	育 1	節	鉄道	交证	通環境	竟の虫	を備					 	 	 	3	4
多	育 3	節	鉄道	の 3	安全な	な運行	うの 確	保				 	 	 	3	5
É	6 5	節	救助	• ‡	效急活	舌動 ₫	充実	; ··				 	 	 	3	5
第:	3 章	踏	切道	には	おける	5 交通	通の安	全				 	 	 	3	6
(参考	き資	料)	全	玉	• 滋賀	呉県・	市町	*の3	を通統 しんりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	計						
-	L	平成	28年	都认	首府県	見別交	泛通事	故多	~ 生状	況		 	 	 	1	
2	2	平成	28年	県P	内の名	予種 発	*生状	況	(前年	対比))	 	 	 	·· 2	,
3	3	平成	28年	市町	订別ろ	を通事	事故発	生壮	犬況			 	 	 	6	i

第 1 部

平成29年度交通安全実施計画

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

種 別 (1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の 整備

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

通学路緊急点検結果等を受け、危険箇所に対する対策等を実施し、安心安全な通学路 の確保を図る

2 計画の内容

通学路緊急点検結果を受けて、下記の内容を実施する。

- ・通学路緊急点検による危険箇所への対策を実施する。
- ・公安委員会その他関係機関と連携した面的・総合的な対策を実施する。

種 別 (1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の 整備

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

平成26年度に全市町が策定した通学路交通安全プログラムに基づいた点検、対策、検証、改善(PDCAサイクル)を回すことにより、通学路の安全確保を推進する。

また、歩道を設置している県管理道路を対象に、職員が年に1回程度自転車パトロールを行い、通常行っているパトロールでは見つけられない危険箇所を発見し、不具合があれば速やかに修繕を行う。

2 計画の内容

- ・通学路交通安全プログラムによる対策箇所について対策を行う。
- ・自転車パトロールについては、年1回程度実施する。

種 別 (1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の 整備

実施機関|警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進
- (2) 通学路等における交通安全の確保
- (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

2 計画の内容

- (1) 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進
 - ア 生活道路空間における「ゾーン 30」の整備
 - イ 高輝度標識等見やすく、分かりやすい道路標識・道路標示の整備
 - ウ 信号灯器のLED化の整備
 - エ バリアフリー法に基づき生活関連道路を中心に視覚障害者用付加装置等の音響 式信号機の改良・整備や維持管理
- (2) 通学路等における交通安全の確保
 - ア 通学路の合同点検の実施
 - イ 押しボタン式等信号機の改良・整備と維持管理
 - ウ 歩行者用灯器の的確な整備と維持管理
- (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
 - ア 視覚障害者用付加装置等の音響式信号機の改良・整備や維持管理
 - イ 高輝度標識の整備
 - ウ 信号灯器のLED化の整備

種 別 (2) 高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等との機能分化 実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

生活に密着した身近な道路等への通過交通を減少させるため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

2 計画の内容

高規格幹線道路等整備事業 (単位:千円)

	補	助事業
	箇所	事業費
高規格幹線道路等整備事業	2	1, 287, 957

種 別 (3) 幹線道路における交通安全対策の推進 実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 事故ゼロプラン、事故危険箇所対策を推進する。
- (2) 道路交通渋滞の緩和、交通安全の確保を図るため、適切に機能分担された道路網の整備を推進する。

2 計画の内容

- (1) 交通事故分析の充実および事故対策ノウハウの蓄積・活用を行う。
 - ・道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、警察その他関係機関や学識経験者も

交えた事故調査および分析体制の強化を図る。

- ・事故危険箇所の中から3箇所程度を選定し、対策を立案する。
- ・過年度に対策を実施した事故危険箇所等について、対策の効果検証を多面的に 実施し、その後の状況を把握するとともに、対策完了の判断および更なる対策の 必要性について検討を行う。
- (2) バイパス等の整備を進め、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の防止、 通過交通車両の削減と分散を図る。
 - ・一般国道1号水口道路、栗東水口道路I、栗東水口道路Iの事業継続
 - ・一般国道 8 号 塩津バイパス、米原バイパス、野洲栗東バイパス、米原貨物ターミナルの事業継続
 - ・一般国道161号湖北バイパス、小松拡幅、湖西道路(真野~坂本北)4車線化の事業継続
 - ・一般国道307号 信楽道路の事業継続

種 別 (3) 幹線道路における交通安全対策の推進

実施機関 警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 事故危険箇所対策の推進
- (2) 幹線道路における適正な交通規制
- (3) 高度情報技術を活用したシステムの構築
- (4) 交通安全施設等の高度化

2 計画の内容

(1) 事故危険箇所対策の推進

交通量等の交通状況を十分調査検討し、真に必要な交通規制の整備を推進

(2) 幹線道路のおける適正な交通規制

交通量等の道路環境の実態をよく勘案し、速度規制と追い越しのための右側部分はみ出 し通行禁止規制の見直しを推進

(3) 高度情報技術を活用したシステムの構築

光ビーコンの高度化更新を推進

(4) 交通安全施設等の高度化

交通実態に合った信号制御の見直しと信号灯器のLED化の推進

種 別 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

道路改築事業の実施にあたっては、必要に応じ県の道路構造令や滋賀県歩道整備マニュアルに基づいて車両と歩行者との通行空間の分離を図る。

2 計画の内容

道路の改築による道路交通環境の整備

〔補助事業〕 (単位:千円)

事 業 区 分	,	玉	道	地	方 道
事 未 匹 人		事業量	事 業 費	事業量	事 業 費
補助道路整備事業(改築)	箇所	8	2, 423, 732	51	5, 350, 724

*補助道路整備事業の箇所数は重複箇所あり

[単独事業]

単独道路改築事業(改築)

1,509,352千円

種 別|(3)幹線道路における交通安全対策の推進

実施機関 中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

高速自動車国道における事故防止対策の推進

2 計画の内容

安全性・快適性の向上、環境保全対策、情報提供の高度化など、多様化するニーズへの対応のため、5月15日から5月27日(5月20日6時から21日24時までを除く)10日間名神集中工事を実施する。

種 別 (4) 交通安全施設等整備事業の推進

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

交通事故の発生を抑止するため、交通安全を確保する必要がある道路を対象に整備を 図る。

- (1) 歩行者および自転車利用者の安全確保や高齢者・障害者等の社会参加を支援するため、十分な幅を確保した歩道等の整備に努める。
- (2) 事故危険箇所等の安全対策を積極的に進める。
- (3) 安全かつ円滑な自動車交通を確保するため、交通事故の集中する交差点の改良、疲労運転に伴う事故防止のための簡易パーキング等の整備を進める。
- (4) 夜間事故防止対策として道路照明灯の整備を進める。
- (5) 交通安全確保のため、防護柵、転落防止柵等の整備を進める。

2 計画の内容

交通安全施設等整備事業

(単位:千円)

一 任	神	甫助事業	単独事業			
工種	箇所	事業費	箇所	事業費		
歩道	7	439, 787	24	132, 664		
自転車歩行者道	17	588, 478	12	40, 115		
交差点改良	6	114, 139	_	_		

その他(道路照明灯・防護柵等)	_	-	-	30,000
合計	30	1, 142, 404	36	202, 779

種 別	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部都市計画課

1 計画の実施方針および重点

市街地における道路混雑解消と交通事故防止を図り、自転車や歩行者の安全を確保するため、都市計画道路の整備を推進する。

2 計画の内容

都市計画街路事業

(単位:千円)

種	Ì	万	;i]	箇所数	事業費
県	事		業	4箇所	1, 405, 702
市	町	事	業	27箇所	3, 044, 514
合		計		31箇所	4, 450, 216

種 別	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	農政水産部耕地課

1 計画の実施方針および重点

県営事業および団体営事業により実施する農道や農業集落道路等における交通事故防止のため、交通安全対策等の整備を行う。

2 計画の内容

交通安全施設等整備事業

(単位:千円)

工		 種	単位	県 営	事業	団体	営 事 業
		作里	半世	事業量	事 業 費	事業量	事 業 費
防	護	柵	m	31	448	452	7, 764
道	路	標 識	基	1	62	0	0
区	画	線	m	0	0	1, 769	1,910
反	射 誘	導 標	基	0	0	0	0
反	射	鏡	基	0	0	0	0
防	犯	灯	本	0	0	0	0

種	1 別	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
身	ミ施機関	警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

(1) 交通安全施設等の戦略的維持管理

- (2) 歩行者・自転車対策および生活に密着した身近な道路等対策の推進
- (3) 幹線道路の安全と円滑化対策の推進
- (4) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現
- (5) 道路環境整備への住民参加の促進

2 計画の内容

	事	業	事業量	予算 (千円)
		端末対応設置費		25, 676
		制御機更新	35基	56, 000
	交通管制	情報収集装置	3式	25, 050
		監視用テレビ更新	2基	8,688
		交通情報板更新	1基	18, 934
		更新	42基	55, 322
		改良	15基	16, 130
補	信号機	信号灯器改良(LED化)	97式	97, 098
助事		信号柱の更新	34本	33, 041
業		交通信号機調査委託費		8,634
	道路標識 (路側式)		200本	12, 800
	道路標識(オーバー	ーハング)	30本	16, 080
	道路標示 横断歩道	道(高輝度)	10Km	12, 160
	道路標示 実線(高	高輝度)	21Km	15, 582
	標識標示調査委託費	事	200本	2, 845
	交通管制中央装置!	Jース料		31, 097
		補助事業合計	·	438, 093

	事業	事業量	予算 (千円)
	信号機の新設	5	24, 805
	信号灯器の増灯等	90	21, 720
	移設費		33, 960
	交通信号機調査委託費		4, 237
県	道路標識 (路側式)	376	23, 576
単独事業	標識用照明	60	4, 128
事	道路標識 (オーバーハング更新)	10	5, 325
業	道路標識 (オーバーハング移設)	10	2, 765
	道路標示 横断歩道(高輝度)	5	4,650
	道路標示 実線(高輝度)	17	10, 999
	標識標示調查委託費		600
	県単独事業合計		136, 765

種 別	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通安全に資するため、交差点の立体化、右折レーンの整備等を行い、交差点改良 を推進することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進し、自動車から の二酸化炭素排出の抑止に努める。
- (2) 滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

2 計画の内容

(単位:百万円)

	エ		種		単 位	事業量	事業費
	歩道等	等 (バリ゙	アフリー化を含	含む)	箇所	7	792
種	交	差 .	点 改	良	箇所	2	315
種事業							
耒	小		計				1, 107
	簡易パー	ーキング(防タ	災拠点化を含	含む)			
_	防	Ī	護	柵			
種	道	路	標	戠	式	1	202
種事業	情報機	と器 (道路	各情報提供	装置)			
耒	区	Ī	画	線			
		小	計				202
	合		計				1, 309

種別(5)歩行者空間のバリアフリー化実施機関滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

主要な鉄道駅等を中心とする地区においては、高齢者や身体障がい者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化された歩行空間ネットワークの整備を推進する。

2 計画の内容

バリアフリー基本構想エリア等において、下記の内容を実施する。

・『高齢者・身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』に基づき、一定規模の旅客施設を中心とした地区において、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

種 別 (5)歩行者空間のバリアフリー化 実施機関 警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

バリアフリー化に伴う安全・安心な歩行空間の整備と維持管理の推進を行う。

2 計画の内容

バリアフリー法に基づき生活関連道路を中心に視覚障害者用付加装置等の音響 式信号機の改良・整備や維持管理を行う。

|種 別 |(5)歩行者空間のバリアフリー化

実施機関土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

高齢者や障害者等を含めた全ての人が安全で安心して通行出来るよう、歩道のバリアフリー化を推進する。

2 計画の内容

歩行空間のバリアフリー化事業

(単位:千円)

工任	補助	事業	単独事業		
工種	箇所	事業費	箇所	事業費	
バリアフリー	3	282, 721	4	45, 765	

種 別 (6)無電柱化の推進

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

公共施設や商業ビルが建ち並び、人が集中する地域において、電線類の地中化による 無電柱化を進めることで、都市景観の向上を図る。

2 計画の内容

電線類の地中化による無電柱化の推進

- ○無電柱化の推進
- ・国道1号本宮地区(大津市)、竜が丘地区(大津市)、大路地区(草津市)の 事業継続

種 別 (6)無電柱化の推進

実施機関土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成のため、第6期滋賀県無電柱化推進計画に位置付けられている対策箇所の無電柱化を推進する。

2 計画の内容

安全で快適な通行空間の確保のための無電柱化事業

(単位:千円)

工任	補助	事業
上	箇所	事業費
無電柱化	1	157, 068

種 別 | (7) 効果的な交通規制の推進

実施機関 警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 速度規制の見直し
- (2) 信号機の運用改善の推進

2 計画の内容

(1) 速度規制の見直し

交通実態にあった速度規制の見直しと速度抑止対策の推進

(2) 信号機の運用改善の推進

信号をより守りやすくするための、交通実態を考慮して歩行者横断秒数の改善等を行うなど、運用改善に努める。

種 別 (8) 自転車利用環境の総合的整備

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

自転車と歩行者の錯綜を防止し、交通安全の向上を図る。

2 計画の内容

国道161号高島市から大津市において、矢羽根の明示を行う。

種 別 (8) 自転車利用環境の総合的整備

∣実施機関 │警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

自転車を安全且つ円滑に利用できる自転車利用環境の整備を行う。

2 計画の内容

自転車走行空間ネットワークに伴う交通規制を行う。

種 別 (8) 自転車利用環境の総合的整備

|実施機関|土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

自転車が安全かつ円滑に利用できるよう、かつ歩行者の通行に支障をきたすことの無いよう、自転車走行空間の創出を推進する。

2 計画の内容

自転車が安全かつ円滑に通行できるよう、路線の交通状況や自転車ネットワークを 総合的に考慮し、自転車歩行者道等による自転車走行空間の創出を推進する。 種 別 (9)高度道路交通システムの活用

|実施機関|近畿総合通信局、警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術(ICT)等を用いて、高度道路交通システム(ITS)の構築を推進する。

2 計画の内容

(1) 道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSのの整備・拡充を推進する。

また、より高度で詳細な道路高越情報の提供・収集のため、光ビーコンの高度化更新を 推進し、路線信号情報の提供および自動車走行履歴(プローブ)情報の収集を行い安全対 策に活用する。

(2) 新交通管理システムの推進

交通管理の適正化を図るため、光ビーコンの機能を活用した新交通管理システム(UTMS)の構想に基づき安全・円滑な交通社会の実現を目指す。

種 別 (9) 高度道路交通システムの活用

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術(ICT)等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、安全性の向上を実現する。

2 計画の内容

より高度で詳細な道路交通情報の収集・提供のため、自動車走行履歴(プローブ)の収集を行い、安全対策に活用する。

種 別 (10) 交通需要マネジメントの推進

実施機関 警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

交通管制機能の高度化と公共交通機関利用の促進による自動車利用の効率化を図る。

2 計画の内容

- (1) 交通需要のピーク時間帯の交通量を軽減させるため、管制エリアの見直しと幹線道路における光ビーコンの高度化更新を推進し、安全で円滑な自動車利用の効率化を図る。
- (2) 公共機関の優位性を高めるため、公共車両優先システム (PTPS) の導入を検討する など、バスの定時性を高める工夫によりマイカーの利用転換の推進を図る。

種 別 | (10) 交通需要マネジメントの推進

|実施機関|中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

交通混雑期における交通集中の分散化

2 計画の内容

GW、お盆、年末年始の交通混雑期において、休憩施設および料金所等に渋滞予測ガイドを設置、また渋滞予測をホームページに掲載して交通の分散化を図る。

種 別 (11) 災害に備えた道路交通環境の整備

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路に沿って建ち並ぶ電柱・電線類の地中化を進めることにより、地震時における 電柱の倒壊を防止し、緊急輸送道路の機能向上や情報通信ネットワークの信頼性向上 等を図る。
- (2) 地震等の災害発生時に『道の駅』が一時避難場所や救助復旧活動の拠点として活用できるようの防災拠点化施設の整備を推進する。
- (3) 災害時における安全な道路交通を確保するため、災害状況、交通規制等に関する情報を提供する既存 I T 設備の有効活用を図る。
- (4) 地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保のため、既存 I T設備の信頼性向上を図る。

2 計画の内容

(1) 電線類の地中化を行う。

国道1号本宮地区(大津市)、竜が丘地区(大津市)、大路地区(草津市)の事業 継続

- (2) 災害、危険箇所、交通規制等における C C T V の有効活用を図る。また、道路交通 情報システムを活用した積雪状況や規制情報の情報共有を図る。
- (3) 老朽化にともなう障害が多発する機器について、全面的な改修を行い、機器動作の安定性、信頼性向上を図る。

種 別 | (11) 災害に備えた道路交通環境の整備

実施機関 | 警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 災害に強い交通安全施設等の整備
- (2) 災害発生時における交通規制
- (3) 災害発生時における情報提供の充実

2 計画の内容

(1) 災害に強い交通安全施設等の整備・更新

災害発生時に、信号機の柱の倒壊を防止するための信号柱をコンクリート柱から 鋼管柱に変更、更新する。

緊急通行路を確保するため、主要交差点に設置された信号機電源付加装置の適切な維持管理・更新を行い、必要な交差点への移設や整備を的確に推進する。

災害時の交通情報システムが有効活用できるよう交通管制センターの機能の充実 と交通流監視カメラや情報板など関連交通安全施設の的確な維持管理・更新を行う。

(2) 災害発生時における交通規制

緊急車両等の交通ルートを確保するため、迅速かつ的確な交通規制が実施される

ように関係団体と連携した実践的な交通規制訓練を実施する。

(3) 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析 し、緊急交通路、緊急輸送道路等の確保および道路利用者等に対する道路交通情報の 提供等に資するため、交通監視カメラや車両感知器、交通情報板等の更新を行う。

種	別	(11)災害に備えた道路交通環境の整備
実施	機関	土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

阪神大震災、東日本大震災、熊本地震の震災や自然災害等を踏まえ、災害に強い安全 な道路づくりを目指す。

平成8年度道路防災総点検において落石崩壊等の危険があると認められた要対策箇所 で災害防除事業を実施する。

2 計画の内容

災害発生等に備えた安全の確保

(単位:千円)

工		種		補			助 事 業
				箇所数	事 業 費		
災	災 害 防		除	14	626, 129		

種	別	(12)総合的な駐車対策の推進
実施機	関	警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

違法駐車対策

- (1) 放置駐車違反に対する取締り活動の強化と駐車秩序の確立
- (2) 放置駐車違反となっている車両の使用者に対する責任追及

2 計画の内容

違法駐車対策

(1) 放置駐車違反に対する取締り活動の強化と駐車秩序の確立

放置駐車違反となっている車両の使用者に対する責任追及と、放置車両の確認 と標章の取付けに関する事務(確認事務)の委託業務の導入から11年が経過し、 放置駐車車両の抑制および交通事故の減少など駐車実態が改善されてきたもの と評価できる。

放置駐車対策は歩行者等の安全空間確保および交通の円滑等の良好な道路交通 環境の整備を確立するうえで重要であり、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に 重点を指向して、地域の実態に応じたメリハリを付けた取締りを実施するため

- ・駐車監視員活動ガイドラインの見直し
- ・地域の意見要望、駐車実態の把握
- ・交差点、横断歩道およびその周辺や交通量の多い路線での取締りの強化 を推進する。

(2) 放置駐車違反となっている車両の使用者に対する責任追及

運転者の責任を追及できない放置車両について、使用者に対する責任追及として

- ・週1回の定期的な訪問徴収活動の実施
- ・ 車検拒否制度と使用制限命令の確実な執行
- ・積極的な広報や効果的な街頭活動による駐車モラル向上の推進を図る。

種 別 (12) 総合的な駐車対策の推進

実施機関 | 警察本部交通規制課、商工観光労働部中小企業支援課

1 計画の実施方針および重点

- (1) きめ細かな駐車規制の推進
- (2) 補助制度を活用した駐車場の整備の推進

2 計画の内容

- (1) 住民からの意見や要望を踏まえ、駐車車両の状況や道路の構造などを把握し、 地域 の交通実態等に応じた規制 緩和を実施する。
- (2) 自治振興交付金(商店街基盤施設等整備事業)により商店街顧客専用駐車場の借地料および共同駐車場の設置に対して支援を行う。

種 別 | (13) 道路交通情報の充実

実施機関 近畿総合通信局

1 計画の実施方針および重点

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。

- (1) 情報収集・提供体制の充実
- (2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

2 計画の内容

(1) 情報収集・提供体制の充実

- ・中波カーラジオを活用した道路交通情報を提供する路側通信システムの適切な 運用を推進する。
- ・各種イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、会場に おける臨時の放送局の開設を推進する。
- ・コミュニティ放送局は、市町村の一部地域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与している。

滋賀県内では、平成29年4月1日までに3局が開局し、今後も周波数事情が 許す限りの普及を図る。

(2) I T S を活用した道路交通情報の高度化

交通の分散による交通渋滞の解消、交通の安全と円滑化を図るため、運転者に 渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやITSスポット等の整備・拡充 を推進する。

|種 別 | (13)道路交通情報の充実

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 利用者サービスの向上を図るため、インターネット等広く普及している情報通信を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上に努める。
- (2) 分かりやすい道路交通環境の確保を行う。

2 計画の内容

- (1) 冬期積雪箇所 C C T V 画像のインターネット提供を継続して実施する。
- (2) 主要な幹線道路の交差点および交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進により、国際化の進展への対応に努める。

種 別 (13) 道路交通情報の充実

実施機関│交通部交通規制課、

1 計画の実施方針および重点

- (1) 情報収集・提供体制の充実
- (2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

2 計画の内容

(1) 情報収集・提供体制の充実

多様化する道路利用者に対して、ニーズに即した交通情報を提供することにより心理的なゆとりによる安全運転と経済的な運転を促進するため、光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の高度化を図る。

(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

対応した自動車に対して、信号交差点への到着時における信号灯火等に関する情報を事前に提供することでゆとりのある運転を促し、急停止・急発進に伴う事故の防止を図るため 光ビーコンの高度化更新を推進する。

種 別 (13) 道路交通情報の充実

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

多様化するドライバーのニーズにこたえるとともに安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置の整備と提供体制の充実を図る。

2 計画の内容

必要に応じ適切な箇所に道路情報提供装置の新設、あるいは既設設備の更新を行い 情報提供体制の充実を図る。

種 別 | (13) 道路交通情報の充実

実施機関 中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

道路交通情報の充実

2 計画の内容

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報板、路側通信システム、交通情報携帯サイト(アイハイウェイ)等により、情報提供体制の充実に努める。

また、お客様センターにて24時間体制でお客様の問い合わせに対応する。

種 別 | (14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

道路利用の適正化を推進するために、不法占用調査および指導、特殊車両の指導取締を引き続き実施する。

2 計画の内容

不法占用を調査し、適正化の指導を行う。

豊郷計量所において12回の特殊車両指導取締を行う。

種 別 (14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関|県警本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 道路の使用および占用の適正化等
- (2) 地域に応じた安全の確保

2 計画の内容

(1) 道路の使用および占用の適正化等

道路の使用にあたっては、安全かつ円滑な道路交通を確保するよう適正な運用を 行う。

(2) 地域に応じた安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、気象・路面状況等を収集して、情報提供 を行う。

種 別 (14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路が破損していたり、異常気象等により被害が予想されたりする場合等には、道路法に基づき通行の禁止または制限を行う。また、冬期の安全な道路交通を確保するため、気象、路面状況等の情報を収集し、道路利用者に提供する。

種 別│(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関 土木交通部都市計画課

1 計画の実施方針および重点

子どもの遊び場等の確保

路上遊戯等による子どもの交通事故防止を図るため、近隣公園、地区公園、運動公園等の整備を推進する。

2 計画の内容

(単位:千円)

種	種別				箇 所 数	事	業	費
市	近	隣	公	園	0			0
町	地	区	公	園	3		261,	858
事	総	合	公	園	2		300,	000
業	運	動	公	園	1		500,	000
県								
事	都	市	公	園	3		314,	000
業								
	計	+			9		1, 375,	858

第2節 交通安全思想の普及徹底

種 別 │(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関|健康医療福祉部子ども・青少年局、土木交通部交通戦略課・警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ア 幼児に対する交通安全教育〕

- (1) 幼児交通安全クラブ (カンガルークラブ) の結成促進と育成の強化
- (2) 指導者の育成と資質の向上
- (3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実
- (4) 幼児を持つ親を対象に学習の機会提供と指導の徹底
- (5) 児童館および保育所等における交通安全指導の強化

2 計画の内容

(1) 幼児交通安全クラブ (カンガルークラブ) の結成促進と育成の強化

就学前の幼児と母親を対象とした幼児交通安全クラブ(カンガルークラブ)の結成を促進するとともに、既成クラブに対する育成指導を強化する。

(2) 指導者の育成と資質の向上

市町交通指導員、各クラブ指導者を対象に合同研修会を開催するほか、指導資料を 作成して資質の向上を図る。

(3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実

市町、幼児交通安全クラブ(カンガルークラブ)等を通じて、交通安全教育を効率 的に実施するためのビデオ、DVDおよび資料等を提供し、幼児に対する交通安全教 育を推進する。

(4) 幼児を持つ親を対象に学習の機会提供と指導の徹底

県が実施する幼児を持つ親を対象とする事業の中で、交通安全の重要性を指導する。

(5) 児童館および保育所等における交通安全指導の強化

日常の保育活動や遊びの中で、交通安全に関する注意力、事故防止等、幼児の交通 安全教育を推進する。

また、保育所の通所時および所外活動における安全確保等について、指導監査時や 通知等により要請する。

交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所等と連携した交通安全教室等の実施に努める。

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

[イ 児童に対する交通安全教育]

(1) 児童の発達段階に応じた交通安全教育の推進

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者およ

び自転車の利用者としての必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高める。

- (2) 交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会の充実
- (3) 児童の安全能力や態度の育成を図るための効果的な安全指導の実施
- (4) 交通事故防止と管理・指導体制の確立
- (5) 児童に対する啓発の推進

児童が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように 啓発を進める。特に、自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導 を進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に、 教科「体育・保健体育」、学級活動(ホームルーム活動)および学校行事等の特別 活動、総合的な学習の時間、生活科等を中心とした指導の充実とその時間の確保に 努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

交通安全教育指導者講習会 平成29年9月5日開催予定

ウ 歩行者および自転車の利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道 路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高 めるため、小学校と連携して、学校周辺等の道路の具体的な危険箇所を取り上げ関 心を持たせる工夫を凝らすなど効果的な交通安全教育の実施に努める。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

- ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け
- イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備
- ウ 通学用自転車の点検整備の徹底
- エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立
- オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 児童に対する啓発の推進

ア 長期休業の前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」(通知)をすべての公立小学校に送付して、 その中で交通安全について児童・保護者への啓発を依頼し、児童が被害者にも 加害者にもならないようにする働きかけを行う。

イ「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等に ついて、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。

ウ「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進。

- (4) 学校、PTA等に対する「交通安全子供自転車大会」への参加要請
- (5) 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事 務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ウ 中学生に対する交通安全教育〕

(1) 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する際は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにする。

- (2) 交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会の充実
- (3) 生徒の安全能力や態度の育成を図るための効果的な安全指導の実施
- (4) 交通事故防止と管理指導体制の確立
- (5) 生徒に対する啓発の推進

生徒が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように 啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を 進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に、 教科「体育・保健体育」、学級活動(ホームルーム活動)および学校行事等の特別 活動、総合的な学習の時間等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

交通安全教育指導者講習会 平成29年9月5日開催予定

ウ 自転車で安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに、 自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校と連携し た自転車教室等の実施に努める。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

- ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け
- イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備
- ウ 通学用自転車の点検整備の徹底
- エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立
- オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 生徒に対する啓発の推進

ア 長期休業の前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」(通知)をすべての公立中学校に送付して、 その中で交通安全について生徒・保護者への啓発を依頼し、生徒が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行う。

(4) 関係機関との連携

- ア 教育委員会、自治体に対する情報提供を行う。
- イ 自転車乗車用ヘルメットの着用の推進および自転車安全利用五則の周知と被害軽減効果の周知に努める。
- ウ 交通事故を起こした場合の損害賠償、刑事罰の内容を取り入れた交通安全教育を 実施する。
- エ 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進
- オ 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等 について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。
- キ 「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進。

種 別 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

[エ 高校生に対する交通安全教育]

(1) 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど、責任をもって行動することができる健全な社会人を育成する。

- (2) 交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会の充実
- (3) 生徒の安全能力や態度を育てる効果的な安全指導の実施
- (4) 交通事故防止と管理・指導体制の確立
- (5) 生徒に対する啓発の推進

生徒が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。また、滋賀県公立高等学校PTA連合会からの要請を受けて、連携して「3+1ない運動」を進め、自動二輪車等の事故防止に努める。

(6) 視聴覚教材の活用による効果的な交通教育の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の充実

ア 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に、 教科「体育・保健体育」、学級活動(ホームルーム活動)および学校行事等の特別 活動、総合的な学習の時間等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

イ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

交通安全教育指導者講習会 平成29年9月5日開催予定

ウ 自転車の利用者として必要な知識を習得させるとともに、交通社会の一員として の責任を持った行動ができるよう、高校と連携した自転車教室に努める。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け

- イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備
- ウ 通学用自転車の点検整備の徹底
- エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立
- オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 生徒に対する啓発の推進

ア 長期休業の前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・ 保護者への啓発等について」(通知)をすべての県立高等学校に送付して、その中 で交通安全について生徒・保護者への啓発を依頼し、生徒が被害者にも加害者にも ならないようにする働きかけを行う。

(4) 関係機関との連携

- ア 教育委員会、自治体に対する情報提供を行う。
- イ 自転車の賠償責任保険の普及促進に努める。
- ウ 交通事故を起こした場合の損害賠償、刑事罰の内容を取り入れた交通安全教育

を実施

- エ 近い将来、運転免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視し、危険な飲酒運転等の交通違反を許さないという意識の 醸成をはじめとする交通安全教育を行う。
- オ 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。
- カ「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進。
- キ 自転車損害賠償保険加入と自転車乗車時のヘルメット着用の推進

種 別 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 | 警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課、教育委員会事務局生涯学習課

1 計画の実施方針および重点

[オ 成人に対する交通安全教育]

- (1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進
- (2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ
- (3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化
- (4) 効果的な交通安全教育の推進

2 計画の内容

(1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進

県が実施する研修会等において交通安全に対する認識を深めるように呼びかける。

(2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路利用形態別に応じた交通安全教育が推進されるよう呼びかける。

(3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路の利用形態 別に応じた交通安全教育が総合的、組織的に行われるよう指導を強化するとともに、 交通安全に関する資料の提供など積極的な支援を行う。

(4) 効果的な交通安全教育の推進

- ア 対象別に、より交通実態に即した実践的な交通安全教育を継続的に推進する。
- イ 関係機関・団体等との連携による計画的な交通安全教育を推進する。
- ウ 成人から高齢者に至るまでの段階的に創意工夫した交通安全教育を実施する。
- エ 県、市町、学校、関係民間団体および家庭が互いに連携を図る。
- オ 指導者の育成、教材等の充実、参加・体験・実践型の教育の普及を図る。
- カ 運転者教育に関しては、安全運転意識の醸成および危険予測・回避能力の向上を 図る観点から、免許取得前教育、免許取得時教育、免許取得後の再教育の充実を図 る。
- キ 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知と正しい自転車 の乗り方、マナーの徹底および自転車の損害責任保険の普及促進を図る。
- ク 事業所主体による自動車および自転車安全教育の支援
- ケ 講習は、安全運転に必要な技能・技術および危険予測・回避能力に関する講習、 交通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さを理解させる講習、交通安全意識・交 通マナーの向上および交通ルールを遵守させるための講習等を行う。
- コ 自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時および免許取得後の運転者の

教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

サ 視聴覚ライブラリー(しが生涯学習スクエア)において、交通安全や自転車の 正しい乗り方に関する教材を整備・貸出。

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関│警察本部交通企画課、健康医療福祉部医療福祉推進課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

[カ 高齢者に対する交通安全教育]

- (1) 滋賀県レイカディア大学の取り組み (医療福祉推進課)
- (2) 老人クラブ等の関係団体を通じた取り組みの強化(医療福祉推進課)
- (3) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進(交通戦略課)
- (4) あわない・起こさないシルバー無事故運動の実施(交通戦略課)
- (5) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進(交通企画課、交通戦略課)
- (6) 民間の交通安全教育チームによる交通安全教室、訪問指導活動の実施(交通企画課、 交通戦略課)

2 計画の内容

(1) 滋賀県レイカディア大学の取り組み

「高齢者の交通事故防止」をレイカディア大学必修講座として開講し、「自分の身は自分で守る」という意識を高めるとともに交通安全思想の普及を図る。

講座名「高齢者の交通安全」

時間数:草津校・米原校それぞれ2時間

(2) 老人クラブ等の関係団体を通じた取り組みの強化

ア 県老人クラブ連合会が開催する滋賀県老人クラブ大会や各種研修会等において、 高齢者の交通事故防止について啓発して会員の意識高揚を図るとともに、各市町の 老人クラブ連合会等での積極的な交通安全研修会の実施につなげていく。

イ 県老人クラブ連合会が発行している広報紙「いきいき近江」等を活用し交通安全 県民運動の関連記事等を紹介する等、注意喚起するとともに、安全意識の高揚に向 けて広報活動を実施する。

(3) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進

高齢者に対して実地体験を交えた交通安全教室が実施できる交通安全指導員を養成する。

また、高齢者の交通安全教育指導員によって地域の高齢者を対象とした実地体験学習事業が開催されるよう支援する。

(4) あわない・起こさないシルバー無事故運動の実施

高齢者自らが交通事故防止活動に積極的に参画し、地域ぐるみで交通安全意識を高めることにより交通事故防止を図るため、7月から10月までの4ヶ月間、無事故運動を実施する。

(5) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

高齢者に対しては、加齢に伴って生ずる身体機能の変化が道路における交通行動に 及ぼす影響や走行車両の直前直後横断等の高齢歩行者による法令違反に起因する死亡 事故が多いことを理解させるよう努める。

運転免許を保有していないなど交通安全教育を受ける機会が少なく、交通ルール等

に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者および自転車利用者の心得や、運転者側から見た歩行者の危険行動等について理解させる。

高齢運転者に対しては、安全な運転に必要な技能・知識を再確認させるため、通行の態様に応じた参加・体験・実践型の講習会の実施に努める。

(6) 民間の交通安全教育チームによる交通安全教室、訪問指導活動の実施

交通安全団体の女性を中心に組織された民間の交通安全教育チームによるオリジナルの交通安全教室の開催や、各地域において交通安全教育の受講機会が少ない高齢者を重点とした家庭訪問を実施し、事故実態に応じた具体的な個別指導・助言を行い、交通安全啓発パンフレット、反射材用品等を配付する。

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関│警察本部交通企画課、健康医療福祉部障害福祉課

1 計画の実施方針および重点

〔キ 障害者に対する交通安全教育〕

障害者に対する実践的な交通安全教育の推進

2 計画の内容

障害者に対する実践的な交通安全教育の推進

障害者等に対する生活訓練の一環として、歩行訓練、体験会の開催など、関係機関・団体等と連携し、実践的な交通安全教育を実施する。

種 別 |(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

[ク 外国人に対する交通安全教育]

外国人に対する効果的な交通安全教育の推進

2 計画の内容

雇用者に対して、外国人向けの資料等を積極的に提供し、日本の交通ルールに関する知識の普及を図る。

種 別 (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

[ケ 自転車利用者に対する交通安全教育]

自転車安全利用指導員による自転車の安全で適正な利用に向けた交通安全教育および 広報啓発活動を行う。

2 計画の内容

・知事より委嘱を受けた「自転車安全利用指導員」が、県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、企業等で自転車交通安全教室の実施、街頭等における自転車条例の周知を呼びかける啓発および自転車安全利用の指導の実施等を行う。

・学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進する。

スタントマンによる事故の再現や自転車シミュレーターの活用等による参加・体験

・実践型の自転車教室を開催するなど、教育内容の充実を図る。

|種 別 | (2)効果的な交通安全教育の推進

実施機関 警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

自転車の交通安全教育の充実

2 計画の内容

- ・子どもの自転車の安全利用を推進するため、学校における自転車安全教育の充実 と「子供自転車大会」への積極的な参加要請を行う。
- ・小学校、中学校および高等学校等の教育機関における自主的な自転車安全教育の 実施や警察と連携した自転車教室の授業等への組込みについて、教育委員会や各学 校に強く要請する。
- ・ルールを守らなかった場合の罰則や事故発生リスク、事故の加害者になった場合の責任の重大性および損害賠償責任保険等への加入の必要性について理解させるため、具体的な事故・損害賠償事例を示すなど、効果的な活動となるよう工夫する。
- ・被害軽減対策として、幼児・児童およびその保護者はもちろんのこと、広く自転車利用者にヘルメットおよび幼児を自動車に乗車させる場合のシートベルトの着用を促すため、映像や資料等を活用した効果的な活動を推進する。

種 別 (2) 効果的な交通安全教育の推進

実施機関 土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

高齢者の交通安全指導員養成事業

2 計画の内容

高齢者の交通安全指導員養成事業

指導員養成委託 クレフィール湖東交通安全研修所 40人

種 別 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関 土木交通部交通戦略課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ア 交通安全県民総ぐるみ運動の推進〕

- (1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進
- (2) 近江路交通マナーアップ運動の実施
- (3) ハイビーム切替え運動の実施
- (4) 前照灯早め点灯運動の実施
- (5) 自転車安全利用の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進

春・秋の全国交通安全運動のほか、夏期、年末等交通事故が多発する時期に運動を 強力に推進する。

なお、実施に当たっては、より多くの県民が自発的に参加し、地域ぐるみの運動として展開されるよう推進体制を確立するとともに、関係機関・団体の主体的活動を促進し、効果的な推進に努める。

ア 年間を通じて実施する強調日(月)

• 交通安全啓発日 毎月1日※ 毎月1日※ • 自転車安全利用日 • 近畿交通安全日 毎月15日 ・ 高齢者交通安全の日 毎月15日 シートベルト・チャイルドシート着用啓発日 毎月20日※ ・近江路交通マナーアップ啓発日 毎月25日※ ・ノーマイカーデー(公共交通機関利用促進日) 毎週金曜日 飲酒運転根絶啓発日 毎月第4金曜日 ・飲酒運転について考える日 毎月第4金曜日

・自転車安全利用月間 5月(1か月)

(※ ただし、実施日が土日祝日に当たる場合は次の平日に当たる日とする)

5月20日·9月30日

イ 期間を定めて実施する運動

・交通死亡事故ゼロを目指す日

運				動			名			期間
春	0)	全	玉	交	通	安	全	運	動	4月 6日 (木) ~ 4月15日 (土)
夏	の	交	通	安	全	県	民	運	動	7月15日 (土) ~ 7月24日 (月)
秋	\mathcal{O}	全	玉	交	通	安	全	運	動	9月21日 (木) ~ 9月30日 (土)
年	末	\mathcal{O}	交	通安	全	県	民	運	動	12月 1日 (金) ~12月31日 (日)
							平成30年3月15日(木)~			
わ	利八子(圏)元と同即有の父囲争政防工運動							4月15日 (日)		

(2) 近江路交通マナーアップ運動の実施

滋賀県内の幹線道路および主要路線において、関係機関と連携して道路利用者に対し、前照灯の早めの点灯や後部座席を含めた全席シートベルトの着用、自転車の安全利用など、交通法令の遵守や交通マナーの実践を街頭や個別機関、団体等で呼びかけを行い、交通事故総量と交通事故死者数が減少するよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動実施日:県下一斉街頭啓発日…5月25日・10月25日

通常月の啓発日…原則として毎月25日

実 施 時 間:県下一斉街頭啓発日…夕暮の時間帯を中心に概ね1時間

通常月の啓発日…各機関・団体の実情に応じ実施

(3) ハイビーム切替え運動の実施

夜間における歩行者、自転車事故を防止するため、他の車両等の交通を妨げるおそれのない時は、前照灯をこまめにハイビームに切り替えることによりドライバーの視認性を確保し、交通事故の抑止と重大事故の防止することを交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間:平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 前照灯早め点灯運動の実施

特に夕暮れ時は、車両の視認性の低下や、前照灯点灯のタイミングの遅れから、交通事故が多発傾向にあるため、車両の視認性の向上と、ライト点灯という能動的な交通安全行動により運転者の安全意識を高め、交通事故の総量抑制と重大事故の防止することを交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間:平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 自転車安全利用の推進

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されたことから、 一層の自転車の安全利用を推進するため、毎月1日の「自転車安全利用日」と5月の「自 転車安全利用月間」に、自転車の安全利用に関する啓発活動を実施する。

種 別 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関 滋賀運輸支局、警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課、中日本高速道路 (株)名古屋支社、西日本高速道路㈱関西支社

1 計画の実施方針および重点

[イ 交通安全運動の推進]

- (1) 交通安全運動の推進
- (2) 交通安全推進機関・団体との連携による効果的な運動の推進
- (3) 高速道路における交通安全運動の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全運動の推進

ア 交通安全運動の実施にあたっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施 計画等について広く住民に周知し、住民参加型の交通安全運動および県民総ぐるみを 実施します。

また、地域の実情に即した効果的な運動を実施するため、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズなどを踏まえた地域の運動重点を定め、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体および交通ボランティアの参加を得て、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進します。

さらに、事後に、運動の効果を検証、評価することにより、より一層効果的な運動を 展開します。(滋賀運輸支局)

イ 春・秋の全国交通安全運動については、地方公共団体を始めとする関係機関・団体等 との連携を強化し、全国的な交通情勢を踏まえた全国重点、住民の要望等を踏まえた地 域重点の設定、具体的な活動目標の設定による住民本位の運動の展開および事後の運動 効果の検証・評価により、一層効果的な運動の実施に努める。

運動に当たっては、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体や交通ボランティアの参加促進を図り、特に、地域における今後の運動の継続の観点から若い世代の参加を働き掛ける。

参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。(県警本部交通企画課)

(2) 関係機関、団体との連携による効果的な運動の推進

滋賀県交通対策協議会等関係機関・団体との連携を密にして、運動の効果的な推進 を図る。

(3) 高速道路における交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通安全県民運動等を高速道路交通警察隊等と合同で実施し、高速道路における運転マナーおよび交通安全に関する啓発活動を 実施する。また、横断幕・懸垂幕・道路情報板・ハイウエイラジオ・休憩施設のトイレボードを活用し、交通安全を啓発する。

種 別 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関 | 警察本部交通企画課、警察本部交通指導課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔ウ 自転車の安全利用の推進〕

- (1) 自転車の交通ルール・正しい乗り方の普及徹底
- (2) 自転車利用者に対する街頭指導の強化
- (3) 自転車用ヘルメットの着用促進
- (4) JA共催主催のスケアード・ストレイト方式による自転車安全教室の実施
- (5) 自転車シミュレーターを活用した体験型交通安全教育の推進

2 計画の内容

(1) 自転車の交通ルール・正しい乗り方の普及徹底

- ・「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で規定される自転車交通安全教育および自転車の安全で適正な利用に関する取組を推進する。交通安全教室や自転車大会の開催および交通の方法に関する教則や自転車安全利用五則の活用などにより、自転車は「車両」であることの認識を徹底し、交通ルールと正しい乗り方の普及を図る。
- ・自転車の運転による交通の危険を防止するための講習(以下「自転車運転者講習」 という。)の制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵守意識を醸成 する。
- ・自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、街頭における指導啓発活動を積極的に 推進する。
- ・自転車の関係機関と協力して、自転車の点検整備や自転車の灯火の早め点灯、夜間のライトの点灯および反射材用品の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。
- ・自転車の利用者が加害者となる事故が後を絶たないこと等に鑑み、自転車利用者 が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、 具体的な事故事例を示すなどして、損害賠償責任保険等の加入の必要性について、 自転車利用者に理解させるよう努める。

(2) 自転車利用者に対する街頭指導の強化

ア 商店街、通学路など自転車通行の多い道路等で、関係機関・団体、自転車安全整備士、地域住民等が協働して自転車利用者に対する街頭指導・啓発活動を実施する。

イ 自転車乗用中の携帯電話使用、傘さし、二人乗り等危険運転に対する「自転車指導警告カード」を活用した警告指導活動を強化する。

(3) 自転車用ヘルメットの着用促進

ヘルメットの効用等についての広報啓発活動を強化し、条例に規定される自転車に 乗車する幼児、児童、65歳以上の高齢者に対するヘルメットの着用を促進する。

(4) JA共済主催のスケアード・ストレイト方式による自転車安全教室の実施 県内の中学・高校生を対象に、スタントマンを使ったスケアード・ストレイト方式 (事故現場を再現してみせ、危険行為を未然に防ぐ教育手法)による自転車安全教室 を実施する。

(5) 自転車シミュレーターの活用

自転車シミュレーターを活用した指導と交通安全教育を実施する。

種 別 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関「警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔エ すべての座席におけるシートベルト着用の徹底〕

- (1) 着用率向上対策の推進
- (2) 後部座席等におけるシートベルトの着用促進
- (3) 関係機関・団体による着用啓発活動の促進
- (4) 映像式シートベルトコンビンサーの活用
- (5) 取締りの強化

2 計画の内容

(1) 着用率向上対策の推進

全ての座席におけるシートベルト着用の徹底を図るため、交通指導取締りや各種講習等の機会および各種広報媒体を活用して、広報啓発を図るとともに、衝突実験映像を活用するなどして、着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。

シートベルト着用率(H28.10 警察庁・JAF合同調査)

道路の区分	座席	滋賀県	全国平均
	運転席	98.0%	98.5%
一般道	助手席	92.5%	94.9%
	後部席	44.6%	36.0%
	運転席	100.0%	99.5%
高速道	助手席	98.6%	98.0%
	後部席	84.8%	71.8%

(2) 後部座席等におけるシートベルトの着用促進

あらゆる機会、媒体を通じて、後部座席の着用率向上のための普及啓発活動を実施する。

(3) 関係機関・団体による着用啓発活動の促進

全ての座席におけるシートベルトの着用が徹底されるよう、地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、各種講習等あらゆる機会を通じて、非着用の危険性、着用による被害軽減効果等を周知し、特に後部座席におけるシートベルト着用の必要性を訴えるなど、効果的な広報啓発を推進する。

(4) 映像式シートベルトコンビンサーの活用

交通安全協会と連携し、映像式シートベルトコンビンサー(映像と音響によりリアルなシートベルトの着用体験が可能)を活用した指導・啓発を行う。

(5) 非着用者に対する指導取締り活動の強化

種	別	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進				
実施機	関	警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課				

1 計画の実施方針および重点

〔オ チャイルドシートの正しい使用の徹底〕

- (1) チャイルドシートの必要性と正しい使用についての参加・体験型交通安全教室の実施
- (2) チャイルドシート未使用運転者に対する指導取締り
- (3) 啓発活動の推進

2 計画の内容

(1) チャイルドシートの正しい使用方法および使用効果について、カンガルークラブ、 幼稚園、保育所、認定こども園等と連携して保護者に対する取付け講習会や指導員育 成のための研修会等を開催し、正しい取付方等適正な使用方法について指導の徹底等 を図る。

(2) チャイルドシート未使用運転者に対する指導取締り

チャイルドシート未使用運転者に対する指導取締りの強化

チャイルドシート使用率 (平成28年 警察庁・JAF合同調査) 滋賀県 77.5% (全国平均 64.2%)

(3) チャイルドシートの正しい使用が徹底されるよう、地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、保護者等に対する効果的な広報啓発・指導を推進する

|種 別 | (3)交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関 | 警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

[カ 反射材の普及促進]

2 計画の内容

- ・薄暮時・夜間における歩行者および自転車利用者の被害に係る交通事故を防止する ため、子供や高齢者を始めとする全ての年齢層を対象として、反射材用品等の視認効 果や使用方法等について理解を深め、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型 の交通安全教育を実施する。
- ・関係機関・団体と連携した反射材の広報啓発活動を実施する。
- ・衣服や靴、鞄等への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

種 別 |(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関 | 警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔キ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立〕

2 計画の内容

(1) 広報啓発の推進

様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性および飲酒運転による交通 事故実態を積極的に周知するとともに、運転者はもちろんのこと、車両等を提供した 者、酒類を提供した者および自己の運送を要求・依頼して同乗した者に対する罰則等 について周知徹底する。

(2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、飲酒体験ゴーグル等の活用により、体内にアルコールを保有した状態では、安全運転に必要な能力が低下した状態になることを理解させる。

(3) 関係機関・団体・業界との連携の推進

地方公共団体、交通ボランティア、推進委員、安全運転管理者、酒類製造・販売業、酒類提供飲食店等に対して飲酒運転を抑止するための取組を要請するほか、全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く呼び掛けるなどして、地域や職域等における飲酒運転根絶への取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という規範意識の確立を図る。

種 別 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

|実施機関|警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔ケ 交差点事故防止対策の推進〕

- (1) 交通安全教育の推進
- (2) 広報・啓発活動の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の推進

交差点での交通事故の多くは、信号無視や一時不停止、安全不確認等が原因であり、 交通ルールを遵守させ交通事故を防止するため、関係機関・団体等が連携し、交通監 視、街頭指導、啓発活動等を実施して、県民に「止まる、見る、待つ」の交差点通行 時の基本の周知徹底を図る。

(2) 広報・啓発活動の推進

交通事故実態を「交通安全対策室だより」等に掲載するとともに、ラジオ放送を活用して広く県民への周知を図る。

種 別 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関 | 警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔サ 効果的な広報の実施〕

- (1) 各種広報媒体を活用した広報・啓発の推進
- (2) 交通安全情報の積極的な提供

2 計画の内容

- (1) 各種広報媒体を活用した広報・啓発の推進
 - ○テレビ・ラジオを通して県民の交通マナーの向上を訴える。

マナーアップ啓発放送

死亡事故多発警報啓発放送

- ○交通事故事例、交通危険箇所等の身近な問題を取り上げ、理解しやすい内容の広報・啓発を各種広報媒体を活用して推進する。
- (2) 交诵安全情報の積極的な提供

インターネットやラジオの広報媒体を活用して実効の挙がる広報を行う。

種 別 (3)交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関|警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- 〔シ その他の普及啓発活動の推進〕
- (1) 普及啓発活動の実施
- (2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

2 計画の内容

(1) 普及啓発活動の実施

一人一人が交通安全を自らの問題として捉え、日常生活の中で交通マナーの向上が 図られるよう、地方公共団体を始めとする関係機関・団体等と連携して、「交通事故 死ゼロを目指す日」等の各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開する。

また、夕暮れの時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、 夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・ 危険性を広く周知する。

(2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

県民総ぐるみによる交通安全意識を高め、「交通事故のない滋賀」実現のための新たな決意の場とする「滋賀県交通安全推進大会」を開催する。

種 別 (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

実施機関「警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 関係機関・団体等の指導・育成と主体的活動の促進
- (2) 各種民間団体による交通安全活動の推進

2 計画の内容

(1) 関係機関・団体等の指導・育成と主体的活動の促進

市町、市町交通安全対策会議、市町交通対策協議会の交通安全計画に基づく交通安全活動が行われるよう、交通安全に関する情報をタイムリーに提供するとともに、積極的な指導と支援を行う。

(2) 各種民間団体による交通安全活動の推進

ア 民間の交通安全教育チームの支援を行う。

- イ 地区交通安全協会、安全運転管理者協会等が実施する交通安全推進事業の支援を行う。各種民間団体に対して、交通安全活動への参加と実践を働きかけ、地域ぐるみの交通安全活動推進体制の確立に努める。
- ウ 地区交通安全協会等が実施する交通安全推進事業に対して支援する。

地区交通安全協会(12協会)

高速道路交通安全協議会

滋賀県交通安全女性団体連合会

種 別 (5)住民の参加・協働の推進

|実施機関||県民生活部県民活動生活課、健康医療福祉部健康福祉政策課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 地域での子ども見守り活動等を通じた、住民との協働による交通安全対策の推進
- (2) ユニバーサルデザインの普及啓発の推進

2 計画の内容

(1) 各地域の自主防犯活動団体等の住民により実施されている「子ども見守り活動」 や青色回転灯装着車によるパトロール活動を通じて、犯罪被害防止の広報や啓発を 行うとともに、交通事故抑止等の交通安全対策の重要性を呼びかける。

自主防犯団体、警察、市町等と協力して、街頭啓発を中心とした各種活動において自転車利用者に対する自転車盗難被害防止対策、交通ルール遵守の徹底を呼びかける。

- (2) 平成28年2月施行の「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で、自転車の安全で適正な利用とともに、自転車の防犯対策についても定めていることから、県民に対して、街頭啓発を中心とした各種活動において自転車盗難被害防止、自転車交通ルール遵守の周知を行う。
- (3) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議を活用し、はじめからすべての人を考えに入れて計画し、実施することにより障壁を作らないというユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図る。

第3節 安全運転の確保

種 別 (1) 運転者教育等の充実

実施機関│滋賀運輸支局、警察本部交通企画課、警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 高齢運転者対策の充実
- (2) 運転免許自主返納に対する支援の推進
- (3) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実
- (4) 運転者に対する再教育等の充実
- (5) 二輪車安全運転対策の推進
- (6) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
- (7) 自動車安全運転センターが行う事業の利用促進
- (8) 自動車運転代行業の指導育成等
- (9) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実
- (10) 危険な運転者の早期排除

2 計画の内容

(1) 高齢運転者対策の充実

ア 高齢運転者に対する教育の充実

- (ア) 平成 29 年 3 月に施行された改正道路交通法により、一層充実された高齢者 講習の内容が委託先の自動車教習所等で適切に実施されているか随時指導監督 を行う。
- (イ) 上記改正法の施行により新設された臨時認知機能検査および臨時高齢者講習 (公安委員会直営)を適切に実施し、臨時高齢者講習については、実車指導 時に記録したドライブレコーダーの映像を効果的に活用して個人の運動能力 に応じた個別指導を実施するなど、きめ細かな交通安全教育を推進する。

イ 臨時適性検査の確実な実施

認知機能検査の機会等を通じて、認知症のおそれがある運転者の早期把握に努め、 臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免 許の取消等の行政処分を行うとともに、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症 専門医等との連携を強化するなど態勢の強化を図る。

ウ 運転免許証の自主返納の推進

申請による運転免許の取消し制度および運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとともに、公共団体、民間企業等の協力を得て、運転免許証を返納した者に対する公共交通機関の運賃割引、協賛店における割引等の支援措置を充実させることにより、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進する。

- エ 高齢者運転者標識の普及と保護する規定の周知徹底
- オ 参加・体験・実践型交通安全教育の推進
 - ・指定自動車教習所の施設・機器を活用した安全運転実技講習の開催
 - ・視聴覚教材、自動車シュミレーター等を活用した交通安全教育の実施

(2) 運転免許自主返納に対する支援の推進

公共交通機関の運賃割引、協賛店における割引等、公共団体、民間企業等からの支援を求め、高齢者運転が自主的に運転免許を返納しやすい環境づくりを推進する。

(3) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

ア 自動車教習所における教育の充実

指導(検定)員に対する指導教養の充実や、各自動車教習所に対する随時検査の実施等により、教習および検定等に係る水準の向上を図る。

イ 運転免許取得時における教育の実施

運転免許を新規に取得した者に対し、「合格者のしおり」(運転免許課作成)を 配布し、運転免許の更新、記載事項の変更、初心運転者期間制度の内容、安全 運転のポイント等の教育を実施する。

(4) 運転者に対する再教育等の充実

ア 運転免許の取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習 および更新時講習等については、運転者に対する再教育が効果的に行われるよ う、講習内容の充実、施設・設備の拡充を図るとともに各種講習用資器材や実 車を活用した参加・体験・実践型の運転者教育を推進する。

イ 飲酒運転撲滅のために、運転免許課待合室に設置しているテレビにより飲酒運転 防止DVDを上映するほか、チラシの配布、飲酒体験ゴーグルを活用した体験実習、 飲酒運転防止DVDを活用した教育を実施する。

(5) 二輪車安全運転対策の推進

指定自動車教習所および原付免許取得時講習の委託事業者に対して、二輪車の事故 事例や発生実態等を取り入れた教習を実施するよう指導する。

(6) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

更新時講習、停止処分者講習等において、シートベルトの着用効果やシートベルトの非着用時の事故事例等に基づいた講習を実施して着用の必要性を呼びかけ、着用の徹底を図る。関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果についての指導を徹底する。

また、道路管理者、高速道路交通安全協議会等の関係機関・団体と連携し、サービスエリアおよびパーキングエリアにおける交通安全キャンペーン等において、車外放出事故の実態やシートベルト着用およびチャイルドシート使用による被害軽減効果等を周知するとともに、あらゆる機会や広報媒体を活用し、全ての座席におけるシートベルト着用等の普及啓発活動を推進する。

バスやタクシー等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係事業者 等と連携した取組を推進する。

警ら、検問等の街頭活動を強化し、全ての座席におけるシートベルト装着等義務違 反の指導取締りを推進する。

(7) 自動車安全運転センターが行う事業の利用促進

「運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所表彰制度」を継続して行い、交通 事故防止に成果を挙げた事業所等に対し表彰を行う。

(8) 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業に対する立入検査を実施し、代行業の適正化に努める。

(9) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、高齢運転者等に 受診させるよう義務付けるとともに、診断技術の向上と診断機器の充実を図るととも に、受診環境の整備を行い監査、指導講習等の機会には、義務診断の受診の徹底と、 一般定期診断の受診促進を図る。

(10) 危険な運転者の早期排除

交通事故や交通違反にかかる行政処分対象事案の早期上申・早期執行を図り悪質危険な運転者の早期排除を推進する。

種 別 (2) 運転免許制度の改善

実施機関|警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

県民の立場に立った運転免許業務

2 計画の内容

(1) 更新時講習の適切な運用と充実・強化

更新時講習については、守山免許センター、米原サブセンターおよび各警察署で行っているが、同講習のうち警察署で実施している優良および一般運転者講習については、守山運転免許センターから専従の講師(警察官)を派遣して講習内容の充実を図る。

また、守山免許センター、米原サブセンターにおいて実施している更新時講習において、講師に対する研修会を開催するなどして、講師の資質向上、教育技術の向上に努める。

(2) 各種運転免許申請書のダウンロードサービスの実施

平成 26 年 7 月から実施した各種申請書のダウンロードサービスについて、平成 29 年 3 月 24 日には、滋賀県警察公式ホームページ内の「運転免許」ページを全面リニュ

ーアルを実施しメニュー構成やスマートフォンでもアクセスしやすい画面構成を改善するなどしたが、今後も定期的に構成を改善し利用者の拡充を図る。

(3) 運転適性相談の適切な運用

一定の病気にかかっている者等に対する運転適性相談は、個人のプライバシーに深く関わるとともに、個人の権利・利益に直結する免許の継続の可否判断の基礎となる ものであることから、県民の立場に配意した適切な運用に努める。

(4) 聴覚障害者の運転免許の取得

聴覚障害者が普通自動車を運転する場合、「聴覚障害者標識」を貼付するとともに、 乗用車は車室内に、普通貨物自動車はサイドミラーに特定後写鏡を適切に取り付ける ことにより、運転することができる。また、原動機付自転車、小型特殊自動車、普通 自動二輪車、大型自動二輪車については直接目視することにより、安全が確保できる ことから、特定後写鏡が無くても運転することができる。

これらの制度周知を図るため、補聴器条件を付された運転免許保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する場合の手続き等について情報発信を行う。

なお、補聴器条件の保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する場合には、申出により臨時適性検査と安全教育を受けて、特定後写鏡を活用した普通自動車 を運転することが出来ることから、希望者に対する安全教育を実施する。

種 別 (3) 安全運転管理の推進

|実施機関|警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

安全運転管理の徹底

2 計画の内容

(1) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施

安全運転管理者等講習の効果を上げるため、講師の選定や事業所の規模、安全運転 管理者等の経験年数に応じた講習区分に配意するほか、視聴覚教養、受講者による討 議、安全運転実技指導等を実施し、より効果的な方法による講習の実施を推進する。

講習の中で交通安全教育指針の内容やそれに基づく具体的な教育実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所の運転者に対して行う同指針に従った交通安全教育に必要な指導・助言に努める。

- ア 安全運転管理者、副安全運転管理者の未選任事業所の一掃を図る。
- イ 安全運転管理者等による安全運転管理業務等の活動に対する支援を行う。
- ウ 安全運転管理者等講習の充実に努め、安全運転管理の向上を図る。
- エ 飲酒運転の根絶に取り組む事業所等に対する支援を行う。
- オ 自動車運転代行業の業務の適正化を図るため、指導監督の強化に努める。

種 別|(4)事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進

実施機関 |滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 運輸マネジメント等を通じた安全体質の確立
- (2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底
- (3) 飲酒運転の根絶

- (4) 新技術を活用した安全対策の推進
- (5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策
- (6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

2 計画の内容

(1) 運輸マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者の安全管理体制の構築・改善状況に対する運輸安全マネジメント評価にて、 事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を適確に確認します。 自動車運送事業等の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業等の 安全を確保するため、事業者に対し、運行管理者に受講させるよう義務付けるととも に、講習の実施者への民間参入を促進する。

(2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

道路運送法等の関係法令等の履行および運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の 悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者および新規参入事業者等に 対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な 事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。

さらに、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を 把握するため、街頭監査を進める。

また、事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化 実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹 底を図る。

(3) 飲酒運転の根絶

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。

また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

(4) 新技術を活用した安全対策の推進

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

(5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、新たな免許区分である準中型免許の創設を踏まえ、初任運転者や高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

(6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

県、市町および民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、 それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業 所(通称Gマーク認定事業所)の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該 当事業所が積極的に選択されるよう努める。 種 別 (5) 交通労働災害の防止等

実施機関 滋賀労働局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通労働災害防止対策の周知および指導
- (2) 交通労働災害防止対策を効果的に推進するための関係団体との連携
- (3)「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の履行を確保するための監督 指導および関係機関との連携

2 計画の内容

- (1)「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成20年4月3日付け基発第0403001号)に基づく交通労働災害防止対策について、「交通労働災害防止対策の徹底について」 (平成28年2月24日付け滋労発基0224第2号)による指導の徹底を図る。
- (2) 交通労働災害の発生時においては、滋賀県警察本部交通部と連携し、原因の究明や同種災害の再発防止対策を図る。
- (3) 一般社団法人滋賀県トラック協会主催の交通安全フェアを後援し、参加勧奨を行うことで、交通労働災害防止のための意識啓発を行う。

また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部主催の安全衛生教育講習会等に講師として参加する。

(4) 労働基準関係法令および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づ く自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の確保・改善を 図るため、労働基準監督署による監督指導を実施するとともに、地方運輸機関等との 連携を図る。

種 別 (6) 道路交通に関する情報の充実

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

気象情報(自然現象)における道路交通に向けた取組として、道路情報板等を活用し、 広く情報発信を行う。

2 計画の内容

インターネットを通じたCCTV画像の公開や道路情報板による注意喚起等を引き続き実施する。

種 別 | (6) 道路交通に関する情報の充実

実施機関 彦根地方気象台

1 計画の実施方針および重点

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICT の活用等に留意し、主に次のことを行う。

(1) 気象観測予報体制の整備等

- (2) 地震の監視・警報体制の整備等
- (3) 情報の提供等
- (4) 気象知識等の普及

2 計画の内容

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・ 適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

(2) 地震の監視・警報体制の整備等

地震による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震に関する防災 情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

① 緊急地震速報(予報および警報)の利活用の推進 緊急地震速報(予報および警報)について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

① 気象特別警報·警報·予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・ 予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

② 緊急地震速報 (予報および警報)等

用の方法等の普及・啓発および精度向上に取り組む。

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報(予報および警報)、地震情報等を発表し、 関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

③ 東海地震に関連する情報

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域 に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を 内閣総理大臣に報告する。

また、東海地域の地震・地殻活動に変化があった場合には、その現象の状況に応じて「東海地震に関連する情報」(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報)を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

種 別 | (6) 道路交通に関する情報の充実

実施機関 |土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に情報提供する。

2 計画の内容

冬期については、道路総合管理システムにより、県内の路面状況や積雪情報等の情報 提供を行う。また、道路が被災した場合については、速やかなに道路情報提供装置で情報提供を行う。

第4節 車両の安全性の確保

種 別 (1) 自動車の検査および点検整備の充実

実施機関 滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車の検査の充実
- (2) 自動車の点検整備の充実

2 計画の内容

(1) 自動車の検査の充実

道路運送車両(自動車、原動機付自転車、軽車両)の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応するため、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく新規検査等の自動車検査を確実に実施する。

また、指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導を強化します。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化および検査体制の充実・強化を図る。

(2) 自動車の点検整備の充実

(ア) 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚させ、点検整備の確実な実施を図るため「自動車点検整備推進運動」を関係者と協力して展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、自動車運送事業者の車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会に、関係者に対し車両の保守管理について指導する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるととも に、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止を図る。

(イ) 不正改造車の排除

暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全 運行を確保するため、関係機関および自動車関係団体と連携を図り「不正改造車を 排除する運動」を全県的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等 を強化し、自動車ユーザーおよび自動車関係事業者等の不正改造防止の意識高揚を 図る。

また、不正改造行為の禁止および不正改造車両に対する整備命令制度について、 適確な運用に努める。

(ウ) 自動車分解整備事業の適正化および近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め指導する。

また、自動車分解整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を進める。

(エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備事業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリングを通じ自動車整備事業の現状について把握するとともに自動車整備事業が自動車の新技術および多様化するユーザーニーズ(使用者の求め)に対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした技術研修等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級整備士制度の活用を推進する。

(オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、ペーパー車検等の不正事案が発生しており、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。

種 別 (2) 自転車の安全性の確保

|実施機関|警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

自転車の安全性の確保

2 計画の内容

- ・夜間における交通事故防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及 を促進し、自転車の被視認性の向上を図る。
- ・自転車事故により被害が大きくなりやすい、幼児、児童、生徒および高齢者の乗 車用へルメットの着用を促進する。

種 別 | (3) 交通関係用品の安全性の確保および向上

実施機関 近畿経済産業局

1 計画の実施方針および重点

利用者の生命または身体に対する危険の発生を防止するため、乗車用ヘルメットの安全性を確保する。

2 計画の内容

利用者の生命または身体に対する危険の発生を防止するとの観点から、現在、自動 二輪乗車用ヘルメットおよび原動機付自転車乗車用ヘルメットを、消費生活用製品安 全法(昭和48年法律第31号)に規定する特定製品に指定しており、基準に適合し ない製品の製造・輸入・販売を禁止している。同法に基づく製造・輸入事業者の届出 等の受理、届出事業者に対する報告徴収・立入検査等を通じて、こうした製品の安全性を確保する。

第5節 道路交通秩序の維持

種 別 (1) 交通の指導取締りの強化等

実施機関 警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

効果的な指導取締りの強化

2 計画の内容

効果的な指導取締りの強化

(1) 交通事故抑止に資する指導取締りの強化

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、また県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

特に、飲酒運転および無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転および無免許運転の根絶に向けた取組みを推進する。

また引き続き、子ども、高齢者、障害者の保護の観点に立った交通指導取締りを推進する。

さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を検証し、取締り計画に反映させるPD CAサイクルをより一層進める。

加えて、取締り場所の確保が困難な生活道路や、警察官の配置が困難な時間帯においても速度取締りが行えるように新たな速度取締り機器の導入に向けた検討を進めるなど、より効果的な交通指導取締りを行うための資機材の整備に努める。

(2) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じて自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導監督処分等を行うことにより、この種違反の防止を図る。

(3) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による飲酒運転、無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等の危険性、迷惑性の高い違反行為に対して積極的に指導警告を行うとともに、指導警告に従わず違反を継続するなど悪質、危険な自転車利用者に対しては、検挙措置を推進する。

(4) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為 であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に 努め、交通流や交通事故発生状況等の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止および円滑な交通を実現する。

また、交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に著しい速度超過、車間距離不保持、通行帯違反、積載重量違反等の取締りを強化する。

種 別 (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

実施機関 警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底
- (2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化
- (3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

2 計画の内容

(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第 2条または第3条(危険運転致死傷罪)の立件も視野に入れた捜査の徹底を図ります。

(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実および研修等による捜査員の捜査力の一層の向上に努めます。

(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

交通事故自動記録装置(タームス)やひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進します。

種 別|(3)暴走族対策の推進

実施機関 滋賀運輸支局、警察本部交通指導課、健康医療福祉部子ども・青少年局

1 計画の実施方針および重点

暴走族および違法行為を敢行する旧車會対策の推進

- (1) 取締り等の強化
- (2) 行政処分および再犯防止措置の徹底
- (3) 総合的施策の推進
- (4) 車両の不正改造の防止

2 計画の内容

(1) 取締り等の強化

ア 積極的な検挙等による暴走行為等の封じ込め

共同危険行為等を始めとする暴走行為に対しては、暴走族阻止・検挙用資機材や 暴走行為採証用資機材の効果的活用を図るとともに、あらゆる法令を適用した検挙 の徹底を図る。

また、大規模集会・集団走行に関する事前情報を入手した場合には、管区警察局、 関係都道府県警察間で情報の共有を図り、集会等の主催者に対する個別指導、検問、 よう撃活動等を強化することにより、暴走行為等の封じ込め、検挙の徹底を図る。

イ 不正改造車両等に対する取締り

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反、車両の不正改造等の取締りを推進する。

また、車両の不正改造事案については、確実に整備通告を実施するとともに、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化し、さらに、不正改造業者に対する取締りを強化する。

ウ 暴走族グループ等の新規結成および再結成防止に向けた取組の推進

あらゆる活動を通じて暴走族に関する情報収集を行い、実態を把握するとともに、組織的に個別指導・補導を実施するなどして、新規結成および再組織化の防止を図る。

また、旧車會グループの中には、暴走族風に改造した旧型自動二輪車等を連ねて、 大規模な集会を行うなど、迷惑性が高いものもあることから、その実態の把握に努 めるとともに、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号標表示義務違反等 の各種法令違反行為に対する徹底した取締りを行い、その解体を推進する。

(2) 行政処分および再犯防止措置の徹底

暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。

特に、共同危険行為等の重大違反の唆し行為による運転免許の取消処分等の的確な 実施に努める。

また、再犯防止を徹底するため、暴走行為に使用された車両の没収(没取)措置について検察庁等への働き掛けを促進する。

(3) 総合的施策の推進

ア 関係機関等との連携強化

暴走族および少年の非行防止に関係する機関・団体等との連携を強化し、暴走族 対策会議の活性化を図る。

また、各種交通規制を実施するとともに、道路構造面から暴走しにくい道路環境の整備、い集場所として利用されやすい施設の適切な管理、暴走行為を助長する車両の不正改造の防止等の措置について積極的に働き掛ける。

イ 暴走族への加入防止対策の推進

暴走族への人的供給を遮断するため、中学生等を対象とした暴走族加入阻止教室を開催し、暴走族の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族加入防止対策を推進する。

ウ 暴走族追放気運の醸成

各種メディアに対して暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等の資料提供を積極的に行うとともに、各種広報活動等を通じて、暴走族追放気運の醸成を図るなどして、暴走族対策への国民の理解と協力の確保に努める。

(4) 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するため、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないよう、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、全国的な広報活動の推進および企業・関係団体に対する指導を積極的に行います。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して必要に応じて 立入検査を行います。

第6節 救助・救急活動の充実

種 別 (1) 救助・救急体制の整備

実施機関|総合政策部防災危機管理局、健康医療福祉部医療政策課、

中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

- (1) 救助体制の整備・拡充
- (2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
- (3) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
- (4) 救急救命士の養成・配置等の促進
- (5) 救助・救急用資機材の整備の推進
- (6) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進
- (7) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実
- (8) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

2 計画の内容

(1) 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、高度な救助資機材や救助工作車の整備を支援するなど救助体制の充実を図る。

(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

交通事故等により多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、防災ヘリコプターを効率的に運用するとともに、消防等の関係機関と訓練を実施するなど連携して救助・救急体制の充実を図る。

(3) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 AEDの使用や心肺蘇生法を含めた応急手当の知識・実技の普及啓発を図るため 県内各保健所等で指導資料の配布・講習会の開催等を推進するとともに、「救急の 日」および「救急医療週間」等の機会を通じて広報啓発活動を実施する。

(4) 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア (救急現場および搬送途上における応急処置)の充実のため (一財) 救急振興財団が実施する救急救命士養成講習等を活用し、各消防本部において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与および輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習および実習の実施を推進する。また、医師の指示または指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

(5) 救助・救急用資機材の整備の推進

消防学校における救助救急訓練用資機材の整備を図るとともに、消防本部への救助工作車、救助資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。

(6) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進

消防本部が、交通事故等による負傷者の搬送で防災へリコプターを活用することが有効と判断し出動要請した場合は、緊急運航要項および救急活動基準に基づき防災へリコプターを運航し、救急業務の推進を図る。

(7) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実

救助・救急隊員の知識、技術の向上を図るため、最新の救助・救急技術等を取り 入れるなど、消防学校における教育訓練の一層の充実を図る。

(8) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

高速道路沿線の市町で組織する協議会の活動を支援し、高速道路における沿線市町の協力体制の強化および適切かつ効果的な救急業務の実施を推進する。

種 別 (2) 救急医療体制の整備

実施機関|健康医療福祉部医療政策課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 救急医療機関等の整備
- (2) ドクターヘリ事業の推進

2 計画の内容

(1) 救急医療機関等の整備

ア 小児科の病院群輪番制病院の運営に対して助成する。

(90,150千円)

イ 救命救急センターの運営に対して助成する。

(312, 164千円)

ウ 円滑な救急医療体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行う。

(39,715千円)

(2) ドクターヘリ事業の推進

京滋ドクターヘリが円滑に運航できる環境を整えるため、関係機関との調整および啓発活動等を実施し、救急体制の一層の充実・確保を図る。

(479千円)

種 別 (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

|実施機関||総合政策部防災危機管理局、健康医療福祉部医療政策課

1 計画の実施方針および重点

救急関係機関の協力関係の確保等

2 計画の内容

医療機関と消防機関の連携を強化し、「傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準」に基づき、救急搬送から救急医療の提供まで迅速かつ適切な実施を図る。

第7節 被害者支援の充実と推進

種 別 | (1) 損害賠償の請求についての援助等

|実施機関||滋賀運輸支局、警察本部交通指導課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

(1) 交通事故相談活動の推進

- (2) 損害賠償請求の援助活動等の強化
- (3) 自動車損害賠償責任保険の無保険 (無共済) 車両対策の強化

2 計画の内容

(1) 交通事故相談活動の推進

- ア 地域における交通事故相談活動を充実するとともに、県内地方機関等における予 約巡回相談を開設するなど、広く交通事故相談の機会を提供する。
- イ 交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係援護機関、団体等と の連絡調整を促進する。
- ウ 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上 を図る。
- エ 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、県および市町等の広報紙(誌) の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、事故当事者に広く相 談の機会を提供する。

(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や 交通事故相談活動を積極的に推進します。

(3) 自動車損害賠償責任保険の無保険 (無共済) 車両対策の強化

原動機付自転車、普通自動二輪車(検査対象外軽自動車に限る)が、自動車損害 賠償責任保険(共済)を更新せずに、運転を行っている状況が確認されており、取締、 監視活動等を強化する。

種 別 | (2) 交通事故被害者支援の充実強化

実施機関|警察本部交通指導課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実
- (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進
- (3) 自転車損害賠償保険等への加入促進

2 計画の内容

(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

交通遺児援護団体である「公益財団法人おりづる会」の交通遺児援護事業の充実と 運営の健全化を図るための補助を行う。

(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通課被害者支援係による交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を実施する。 交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、 刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引き」を作成し、活用する。

特にひき逃げ事件、交通死亡事故等の交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。

また、死亡事故等の被害者からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政 処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに交通指導課に設置した被害者連絡調整官等が各警察署等で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配意した対応について徹底を図る。

(3) 自転車損害賠償保険等への加入促進

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成28年2月26日に施行されたことから、同条例を県民に広く周知するために引き続きチラシやホームページによる情報発信と各市町、県警と連携し、毎日1日に街頭啓発を実施する等自転車の安全利用の啓発を行い、自転車の交通事故防止をさらに進めていく。

また、同条例には自転車賠償保険の加入義務が規定されていることから、自転車を利用するすべての県民が自転車賠償保険に加入するようにより一層の周知を図る。

第8節 研究開発および調査研究の充実

種 別 (1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進

(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

実施機関 |滋賀国道事務所、警察本部交通企画課、警察本部交通規制課、

土木交通部道路課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通事故分析の高度化等および道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進
- (2) 交通事故の実態把握と効果的な対策検討立案に向けた調査・研究を推進
- (3) 交通管理の最適化

2 計画の内容

(1) 交通事故分析の高度化等および道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進

効果的な交通事故防止対策を講じていくためには、徹底した事故調査分析を総合的に行い、交通事故の実態を的確に把握することが必要不可欠であることから、減少しにくい事故類型等の特定、GIS等に基づく新たな交通事故分析手法の構築、交通事故総合分析センターの積極的な活用等により、交通事故分析の高度化を図る。

交通事故分析の成果については、各種施策の企画・立案に活用するほか、情報提供 を積極的に行い、関係機関・団体等による効果的な交通安全対策の推進に資するよう 配意する。

交通事故多発場所および重大事故発生現場等交通安全対策を必要とする場所を調査・抽出し、交通事故の多発傾向の解消等道路交通環境の改善を図ることを目的とする現場対策を講じる。交通事故多発場所等に対しては、道路管理者をはじめ、県、市町、関係する機関・団体と連携して、合同の現地点検および対策会議を開催し、交通安全施設等の整備充実を重点としたハード面の対策を検討し、問題の解消に努める。また、死亡事故等の重大事故発生時にも、状況に応じ現地点検を実施し、再発防止対策を講じる。

(2) 交通事故の実態把握と効果的な対策検討立案に向けた調査・研究を推進

滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を開催する他、同会議作業部会を活用 し、学識経験者、道路管理者、交通管理者等々による現地検討会や対策検討立 案を実施する。事故危険箇所、事故ゼロプラン等における対策効果検証を実施する。 交通安全総点検を実施する。

(3) 交通管理の最適化

交通の安全性・快適性の向上と環境の改善を図るため、安全と円滑な交通管理を研究する。

(4) 事故危険箇所の対策検討

事故危険箇所対策を実施

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備

|種 別 |(1)鉄道施設等の安全性の向上

実施機関 近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

鉄道施設の維持管理および補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。

南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の 確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。

さらに、平成28年度に設置した「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」においてとりまとめたホームドアの整備等のハード対策や駅員等による乗車・降車の誘導案内を始めとするソフト対策による総合的な転落防止対策の実効性を確保するため、検討会を活用した進捗管理を行い、鉄道事業者の積極的な取組を促すことで、引き続き、駅ホームの安全性確保に向けた取組を推進する。

2 計画の内容

整備事業項目		事業量	事業費 (千円)
ζ _ε μ.	軌道強化	6,796m	647, 532
線路施設等	線形	0 m	0
施	線路増設	0 m	0
設等	橋りょう改良	3箇所	12, 916
Ø	駅改良	22駅	5, 163, 436
の 整 備	トンネル改良	0箇所	0
V113	防災・その他	9箇所	203, 731

[※] 事業量の欄に計上できないものは事業費のみに計上している。

種 別 (2) 運転保安設備等の整備

実施機関 近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録

装置等について法令により整備の期限が定められたもの※の整備については、平成28年6月までに完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。

※1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設またはその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両またはその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。

2 計画の内容

整備事業項目		事業量	事業費 (千円)
海	自動閉そく信号	0箇所	0
運転保安設備等	CTC化等	4箇所	35, 133
保安	連動装置	2箇所	20,000
設	ATS等	3箇所	6, 300
備	列車無線装置	2箇所	28, 322
1	信号機改良等	4箇所	4, 350

[※]事業量の欄に計上できないものは事業費のみに計上している。

第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及

種 別	鉄道交通の安全に関する知識の普及
実施機関	近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホームおよび踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

2 計画の内容

- ・春の全国交通安全運動(平成29年4月6日~4月15日)
- ・秋の全国交通安全運動(平成29年9月21日~9月30日)
- ・踏切事故防止キャンペーン (平成29年11月1日~11月10日)

第3節 鉄道の安全な運行の確保

種 別 (1) 保安監査の実施

- (2) 運転士の資質の保持
- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報等の充実
- (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施

実施機関│近畿運輸局、彦根地方気象台

1 計画の実施方針および重点

- (1) 保安監査の実施
- (2) 運転士の資質の保持
- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報等の充実
- (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施

2 計画の内容

(1) 保安監査の実施

鉄道事業者に対し、定期的にまたは重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設および車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。

また、JR北海道問題を踏まえて平成26年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。

このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

(2) 運転士の資質の保持

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。 また、資質が保持されるよう、運転管理者および乗務員指導管理者が教育等について、適切に措置を講じるよう指導する。

全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検、安全運転推進運動における査察および年度監査計画における保安監査等を行う。

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄道事業者の安全担当者等による鉄軌道保安推進連絡会議を開催し、事故等および その再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係 者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知する。

また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

(4) 気象情報等の充実

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章第3節(6)「道路交通に関する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震の監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報(予報および警報)の鉄道交通における利活用の推進を図る。

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国および鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故または災害発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、主要幹線における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において利用者の行動判断に資する情報提供を行うよう指導する。

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、平成28年度で制度導入から10年を経過したことを受け、制度の効果と課題を総括し、今後の展開の在り方について検討を行う。併せて、そのコンセプトを全ての事業者へ普及することを目指すなど、充実強化を図る。

第4節 鉄道車両の安全性の確保

種別鉄道車両の安全性の確保

実施機関 近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時・適切に鉄道車両の構造・装置に 関する保安上の技術基準を見直す。

第5節 救助・救急活動の充実

|種 別 |救助・救急活動の充実

|実施機関||近畿運輸局、総合政策部防災危機管理局、健康医療福祉部医療政策課

1 計画の実施方針および重点

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

2 計画の内容

全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検、安全運転推進運動における査察および年度監査計画における保安監査等を行う。

第6節 被害者支援の推進

種 別 被害者支援の推進

実施機関 近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

国や関係機関・各市町村と連携して、公共交通事故や重大交通事故の被害者等の支援 への取組を推進する。

2 計画の内容

- 1 平時における取組
- (1) 被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。

(2) 事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

- 2 事故発生時の取組
- (1) 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体および事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。

(2) 中長期的対応

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画

に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うととも に、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。

第3章 踏切道における交通の安全

踏切道における交通の安全

|種 別 │(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進

- (2) 踏切保安設備の整備および交通規制の実施
- (3) 踏切道の統廃合の促進
- (4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

実施機関│近畿運輸局、警察本部交通規制課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進
- (2) 踏切保安設備の整備および交通規制の実施
- (3) 踏切道の統廃合の促進
- (4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

2 計画の内容

(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進

遮断時間が特に長い踏切道(開かずの踏切)や、主要な道路で交通量の多い踏切道 等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進す るとともに、道路の新設・改築および鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化 を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体 横断施設の設置等を促進する。

なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

また、立体交差化、構造の改良等に加え、当面の対策(カラー舗装等)や踏切・駅 周辺対策等ソフト・ハード両面からできる対策を総動員する。

整備事業項目	事業量	事業費 (千円)
踏切道の構造改良	8箇所	92, 963
連続・単独立体交差の改 築	1箇所	680,000

(2) 踏切保安設備の整備および交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて 事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況 等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案 して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、よ り事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。

整備事業項目	事業量	事業費 (千円)
踏切道の格上げ	1箇所	11,000
踏切保安設備	28箇所	40, 500

(3) 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

(4) その他の踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上および踏切支 障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止 キャンペーンを推進する。

また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めるものとする。

- ・踏切事故防止キャンペーン (平成29年11月1日~11月10日)
- ・春の全国交通安全運動 (平成29年4月6日~4月15日)
- ・秋の全国交通安全運動 (平成29年9月21日~9月30日)

第 2 部

平成28年度交通安全実施計画 に 対 す る 実 績

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

種別 (1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の 整備

実施機関 滋賀国道事務所

通学路緊急点検結果等を受け、危険箇所への対策等を実施し、安心安全な通学路の確保を図った。

種別 (1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の 整備

実施機関│警察本部交通規制課

- (1) 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進について
 - ア 生活道路空間における「ゾーン 30」の整備 県下4箇所を指定した。
 - イ 高輝度標識等見やすく、分かりやすい道路標識・道路標示の整備 利用者の多い横断歩道20カ所に標識用照明を設置した。
 - ウ 信号灯器のLED化の整備 568灯をLED化した。
 - エ バリアフリー法に基づき生活関連道路を中心に視覚障害者用付加装置等の音響式信号 機の改良・整備や維持管理。

視覚障害者用付加装置の整備 4基

- (2) 通学路等における交通安全の確保について
 - ア 横断歩道の整備

通学路を中心に65箇所の横断歩道を設置した。

- イ 押しボタン式等信号機の改良・整備と維持管理 信号機の設置 10基(うち 押ボタン式 1基、感応式 2基)
- ウ 歩行者用灯器の的確な整備と維持管理 歩行者用灯器の増灯 60灯
- (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
 - ア 視覚障害者用付加装置等の音響式信号機の改良・整備や維持管理 視覚障害者用付加装置の整備 4基
 - イ 高輝度標識等見やすく、分かりやすい道路標識・道路標示の整備。 横断歩道の標識、路面標示等には超高輝度の部材を使用して整備した。 利用者の多い横断歩道20カ所に標識用照明を設置した。

ウ 信号灯器のLED化の整備 LED化 568灯

種	別	(1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の
		整備
実が	拖機関	土木交通部道路課

平成24年度に文部科学省・国土交通省・警察庁が連携し、全国一斉に通学路を対象とした緊急合同点検を行い、短期的に対策を行う必要がある221箇所が確認された。平成24~27年度の4箇年で対策を行い、221箇所全ての対策が完了した。さらに、平成26年度には、全市町が通学路交通安全プログラムを策定した。

平成28年度は、改築系事業も含めて、このプログラムに基づいた点検、対策、検証、改善といったPDCAサイクルを回すことにより、通学路の安全確保に取り組んだ。

また、歩道を設置している県管理道路を対象に、職員が年に1回程度自転車パトロールを行い、通常行っているパトロールでは見つけられない危険個所を発見し、不具合があれば速やかに修繕を行った。

種	別	(2) 高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等との
		機能分化
実加	拖機関	土木交通部道路課

生活に密着した身近な道路等への通過交通を減少させるため、高規格幹線道路等の整備を行った

(単位:千円)

補助事		甫助事業
	箇所	事業費
高規格幹線道路等整備事業	1	1, 073, 298

種別	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	土木交通部道路課

道路の改築による道路交通環境の整備

道路改築事業の実施にあたっては、必要に応じ県の道路構造条例や滋賀県歩道整備マニュアルに基づいて車両と歩行者の通行空間の分離検討を行った。

〔補助事業〕 (単位:千円)

7	種	国	道 地 方 事業費 箇所数 事業				
<u></u>	任里	箇所数	事 業 費 箇所数		事 業 費		
補助道路整備事業	(改築)	8	2, 604, 235	54	5, 932, 092		

※補助道路整備事業の箇所数は重複箇所有り。

〔 単独事業 〕

単独道路改築事業(改築)

1,509,352千円

種 別 (3) 幹線道路における交通安全対策の推進

実施機関 滋賀国道事務所

〇交通事故分析の充実および事故対策ノウハウの蓄積・活用

・道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、警察その他関係機関や学識経験者と 連携した事故分析および対策立案を実施

〇現道等の交通事故対策

・事故危険箇所の中から5箇所を選定し対策を立案

○道路網の整備

交通安全実施計画に対する実績

- 一般国道1号
 - ・水口道路、栗東水口道路Ⅱ 調査設計の実施
 - ・栗東水口I 改良・舗装工事の実施、調査設計の実施
- 一般国道8号
 - ・塩津バイパス 埋蔵文化財調査、調査設計の実施
 - ・米原バイパス 橋梁下部工事、用地取得、埋蔵文化財調査、調査設計の実施
 - ・野洲栗東バイパス 用地取得、埋蔵文化財調査、調査設計の実施
 - ・姉川橋架替 工事用道路の撤去
 - ・米原貨物ターミナル 調査設計の実施
- 一般国道161号
 - ・湖北バイパス 用地取得、調査設計の実施
 - ・小松拡幅 用地取得、調査設計の実施
 - ・湖西道路(真野~坂本北) 調査設計の実施
- 一般国道307号
 - ・信楽道路 調査設計の実施

○道路交通情報の提供

- 道の駅等での道路情報提供
- ・冬期積雪箇所のCCTV画像インターネット公開を継続して実施

種 別 (3) 幹線道路における交通安全対策の推進

実施機関 警察本部交通規制課

(1) 事故危険箇所対策の推進について

交通事故多発場所や重大事故現場の25カ所に対して現地検討会を実施した。

(2) 幹線道路のおける適正な交通規制について

交通量等の実態に基づく速度規制の見直し 1区間

(3) 高度情報技術を活用したシステムの構築について 光ビーコンの高度化更新 12基。

(4) 交通安全施設等の高度化について

信号制御の見直し 25箇所 信号灯器のLED化 568灯

種 別 (3) 幹線道路における交通安全対策の推進

実施機関 中日本高速道路 (株) 名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

〇高速道路における交通安全施設等整備

安全性・快適性の向上、環境保全対策、情報提供の高度化など、多様化するニーズへの対応として、5月30日から6月10日のおよび11月14日から11月26日の土日を含まない計20日間、名神集中工事を実施した。

種 別 (4) 交通安全施設等整備事業の推進

実施機関 滋賀国道事務所

(単位:百万円)

				(🖾 • /3 1) /
	工 種	単 位	事業量	事業費
_	歩道等(バリアフリー化含む)	箇所	7	543
種	交差点改良	箇所	2	378
事				
業	小 計			921
	簡易パーキング(防災拠点化)			
	防護柵			
種	道路標識	式	1	210
事	情報機器 (道路情報提供装置)			
業	区画線			
	小 計			210
	合 計			1, 131

種 別 (4) 交通安全施設等整備事業の推進

実施機関 土木交通部道路課

交通事故の発生を抑止するため、交通安全を確保する必要がある道路を対象に整備を図った。

- (1) 歩行者および自転車利用者の安全確保や高齢者・障害者等の社会参加を支援するため、十分な幅を確保した歩道等の整備に努めた。
- (2) 事故危険箇所等の安全対策を積極的に進めた。
- (3) 安全かつ円滑な自動車交通を確保するため、交通事故の集中する交差点の改良、疲労運転に伴う事故防止のための簡易パーキング等の整備を進めた。
- (4) 夜間事故防止対策として道路照明灯の整備を進めた。
- (5) 交通安全確保のため、防護柵、転落防止柵等の整備を進めた。

交通安全施設等整備事業

(単位:千円)

工 種		秳	補具	力 事 業	単 狐	虫 事 業
		箇所	事 業 費	箇所	事 業 費	
	歩	道	5	453, 403	9	44, 707
_	自転車	歩行者道	16	984, 006	9	83, 708
種	交 差	点 改 良	8	294, 532	_	_
種事業	そ	の他	-	_	-	30,000
来	(道路照明灯	「・防護柵等)				
	合	計	29	1, 731, 941	18	158, 415

種 別 (4) 交通安全施設等整備事業の推進

実施機関 土木交通部都市計画課

[都市計画街路事業]

(単位:千円)

種		別		箇所数	事 業 費
県	事		業	5箇所	1, 736, 034
市	町	事	業	27箇所	2, 939, 011
2	<u>\</u>	計	ŀ	32箇所	4, 675, 045

種 別 (4) 交通安全施設等整備事業の推進

実施機関|農政水産部耕地課

〔交通安全施設等整備事業〕

(単位:千円)

工		種	種単位	県 営	事業	団体	営 事 業
	_	但	中14	事業量	事 業 費	事業量	事 業 費
防	護	柵	m	4	60	268	5, 833
道	路	標 識	基	4	347	0	0
区	画	線	m	1,539	599	0	0
視	線 誘	導 標	基	22	269	19	772
反	射	鏡	基	0	0	2	141
防	犯	灯	本	0	0	0	0
	合	計		_	1, 275	_	6, 301

|種 別 | (4) 交通安全施設等整備事業の推進

実施機関 警察本部交通規制課

交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、公安委員会と道路管理者が連携し、計画的かつ重点的に交通安全施設整備事業を推進した。

	事	業	事業量
		集中制御機	26基
	管制端末	情報収集装置	3式
		情報収集提供装置	12基
		監視用テレビ更新	2基
		交通情報板更新	1基
補	プログラム多段系統	它化	73基
助	灯器等改良(LED化)	71式
助事業	信号機の新設		2基
兼	信号柱の更新		20本
	電源付加装置更新	6基	
	道路標識 (路側式)	363本	
	道路標識(オーバー	10本	
	道路標示 横断歩道	18Km	
	道路標示 実線(高	16.5Km	
	信号機	新設	8基
		灯器の増灯・更新	90灯
県		信号機移設	86カ所
		電源付加装置更新(ディーゼル)	10基
県 単 独 事	道路標識 (路側式)	274本	
事	標識用照明	20本	
· 業	道路標識(オーバー	15本	
	道路標識(オーバー	20本	
	道路標示 横断歩道	4Km	
	道路標示 実線(高	17Km	

種 別	(5) 歩行空間のバリアフリー化
実施機関	滋賀国道事務所

主要な鉄道駅等を中心とする地区においては、高齢者や身体障がい者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化された歩行空間ネットワークの整備を行った。

種 別	(5) 歩行空間のバリアフリー化
実施機関	警察本部交通規制課

生活関連道路を中心とした視覚障害者用付加装置の設置した。

更新 3基 新設 1基

|種 別 | (5) 歩行空間のバリアフリー化

実施機関土木交通部道路課

高齢者や障害者等を含めた全ての人が安全で安心して通行出来るよう、歩道のバリアフリー化を行った。

歩行空間のバリアフリー化事業

(単位:千円)

工任	補助	事業	事業	
工種	箇所	事業費	箇所	事業費
バリアフリー	3	195, 068	4	39, 059

種 別(6)無電柱化の推進

実施機関 滋賀国道事務所

無電柱化の推進

・国道1号本宮地区(大津市):工事を実施・国道1号竜が丘地区(大津市):設計を実施・国道1号大路地区(草津市):工事を実施

種 別(6)無電柱化の推進

実施機関土木交通部道路課

安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成のため、第6 期滋賀県無電柱化推進計画に位置付けられている対策箇所の無電柱化を行った。

安全で快適な通行空間の確保のための無電柱化事業 (単位:千円)

		•		
	補助事業			
工種	箇所	事業費		
無電柱化	1	212, 879		

種 別 | (7) 効果的な交通規制の推進

実施機関 | 警察本部交通規制課

(1) 速度規制の見直し

交通実態にあった速度規制の見直しを行った。

新規規制 10区間 規制変更 15区間 規制解除 10区間

(2) 信号機の運用改善の推進

交通実態を考慮した信号機の秒数変更などを実施した。 運用改善38件

種 別 (8) 自転車利用環境の総合的整備

実施機関 滋賀国道事務所

国道8号長浜市曽根北交差点から森町交差点(L=1.3km)において、自転車通行帯を施工済み

種 別 (8) 自転車利用環境の総合的整備

実施機関 警察本部交通規制課

道路管理者等による自転車ネットワークの計画がなかったことから、歩行者の通行に支障がない歩道11区間に対して「自転車歩道通行可」規制を実施した。

種 別 (8) 自転車利用環境の総合的整備

実施機関 土木交通部道路課

自転車を安全かつ円滑に利用できるよう、路線の交通状況や自転車ネットワークを総合的に考慮して、自転車歩行車道等による自転車走行空間の創出を推進した。

種 別 (9) 高度道路交通システムの活用

実施機関「近畿総合通信局

○ⅠTSスポット等の基幹施設の整備

新たに無線局の免許を付与した実績なし。

種 別 (9) 高度道路交通システムの活用

実施機関 警察本部交通規制課

より高度で詳細な道路交通情報の提供・収集のため、光ビーコン12基の高度化更 新を実施し、自動車走行履歴(プローブ)情報の収集を行い安全対策に活用した。

種 別 (9) 高度道路システムの活用

実施機関 滋賀国道事務所

自動車走行履歴 (プロープ) の収集を行い、より高度で詳細な交通情報の収集・提供 を実施した。

種 別 (10) 交通需要マネジメントの推進

|実施機関|警察本部交通規制課

交通需要のピーク時間帯の交通量を軽減させるため、幹線道路における光ビーコンの高度化更新を実施した。

種 別 (10) 交通需要マネジメントの推進

実施機関 中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

交通の分散化を図るため、GW、お盆、年末年始の交通混雑期に、休憩施設や料金所等に渋滞予測ガイドを設置。また、ホームページに渋滞予測を掲載した。

種 別 (11) 災害に備えた道路交通環境の整備

実施機関 滋賀国道事務所

- ○無電柱化の推進
 - ・国道1号本宮地区東工区(大津市):工事を実施
 - ・国道1号竜が丘地区(大津市):設計を実施
 - ・国道1号大路地区(草津市):工事を実施
- ○道の駅の防災拠点化へ向けた取組
 - ・道の駅『竜王かがみの里』において、災害時の防災拠点化に向けた検討を実施
- ○災害、危険箇所、交通規制等における C C T V の有効活用を実施。また、道路交通情報システムを活用した積雪状況や規制情報の情報共有を実施。
- ○老朽化にともなう障害が多発する機器について、全面的な改修を実施。

種 別 | (11) 災害に備えた道路交通環境の整備

実施機関 警察本部交通規制課

(1) 災害に強い交通安全施設等の整備・更新

老朽化した信号柱を鋼管柱に更新

20本 67箇所

非常用電源箱の設置

- ----

老朽化した信号電源付加装置の更新

16基

(ディーゼル式の更新 10基、ディーゼル式をリチウムイオン電池式に更新 6基)

(2) 災害発生時における交通規制

近畿管区合同で実践的な交通規制訓練を実施

(3) 災害発生時における情報提供の充実

交通流監視カメラの更新整備 2基

種	別	(11)災害に備えた道路交通環境の整備
実	施機関	土木交通部道路課

阪神大震災、東日本大震災などの震災や自然災害等を踏まえ、災害に強い安全な道路 づくりを目指す。

平成8年度道路防災総点検において落石崩壊等の危険があると認められた要対策箇 所で災害防除事業を実施した。

災害発生等に備えた安全の確保

(単位:千円)

_	種	補	助 事 業
	/里	箇所数	事 業 費
災害	防除	8	835, 075
合	計	8	835, 075

実施機関 | 警察本部交通規制課

地域住民の要望や違法駐車の実態を調査して、駐車禁止規制を見直した。

新規規制 3 区間 規制変更 2 区間 規制解除 1 2 区間

種 別 (12)総合的な駐車対策の推進 実施機関 商工観光労働部中小企業支援課

〔駐車場整備〕

自治振興交付金 (駐車場整備促進、共同施設設置)

商店街顧客専用駐車場の借地料 実績なし

共同施設の購入費および設置費 実績なし

種	別	(12)総合的な駐車対策の推進
実施	機関	警察本部交通指導課

1 放置駐車違反の取締り状況

放	置車両確認標	貼付件	‡数内容	反則処理	
章	総貼付件数	警察官	警察官 駐車監視員		
合 計	6,329件	1,158件	5,171件	1,107件	

2 滞納処分執行状況

執行年度	差押件数	徴収額
H20年度	24件	432,000円
H21年度	3件	50, 380円
H22年度	67件	1,356,000円
H23年度	96件	1,809,000円
H24年度	54件	938,000円
H25年度	14件	235,000円
H26年度	0件	0円
H27年度	0件	0円
H28年度	5件	116,000円
合 計	258件	4,936,380円

3 車検拒否制度適用状況

適用年度	適用台数
H20年度	218台
H21年度	215台
H22年度	156台
H23年度	135台
H24年度	95台
H25年度	116台
H26年度	98台

H27年度	86台
H28年度	80台
合 計	1,199台

種 別 (13) 道路交通情報の充実

実施機関 近畿総合通信局

(1) 情報収集・提供体制の充実

- ○道路交通情報を提供する「路側通信システム」の普及促進 新たに無線局の免許を付与した実績なし
- ○イベントに伴う臨時の放送局の開設

「信楽まちなか芸術祭」のイベントFM放送局に対して、新たに無線局の免許を付与(運用期間:平成28年10月1日から23日まで)

○ コミュニティ放送局の普及促進 新たに無線局の免許を付与した実績なし

(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

○ETC基地局

ETC基地局1局に対して、新たに無線局の免許を付与

○道路交通情報通信システム (VICS)、ITSスポット等の整備 新たに無線局の免許を付与した実績なし

種 別 (13) 道路交通情報の充実

実施機関 滋賀国道事務所

- ○冬期積雪箇所CCTV画像のインターネット提供
- ○主要な幹線道路の交差点および交差点付近において、ルート番号等を用いた案内 標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善を実施

種 別 (13) 道路交通情報の充実

実施機関 中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

道路情報板、路側通信システム、交通情報携帯サイト(アイハイウェイ)等により情報提供体制の充実に努めた。

また、お客様センターにて24時間体制でお客様の問い合わせに対応した。

種 別 | (13) 道路交通情報の充実

実施機関 警察本部交通規制課

情報収集・提供として、交通監視カメラ2台・車両感知器3式・交通情報板1基、また、ITSを活用した道路交通情報の高度化更新として、光ビーコン12基を更新整備した。

種 別 (13) 道路交通情報の充実

実施機関 土木交通部道路課

多様化するドライバーのニーズにこたえるとともに安全かつ円滑な道路交通を確保する ため、道路情報提供装置の整備と更新を行い、情報提供体制の充実を図った。

種 別 (14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 実施機関 警察本部交通規制課

大雪による通行規制の情報を道路管理者および隣接県警と協力して、情報板により注 意喚起するなど運転者への交通安全に寄与した。

種 別 (14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 実施機関 土木交通部道路課

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路が破損していたり、異常気象等により被害が予想されたりする場合等には、道路法に基づき通行の禁止または制限を行った。また、冬期の安全な道路交通を確保するため、気象、路面状況等の情報を収集し、道路利用者に提供した。

種	別	(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機	関	土木交通部都市計画課

[子どもの遊び場等の確保]

(単位:千円)

	種 別	筃	所	数	事	業	費			
市	街区公園		1			;	30, 000			
町	近隣公園		3		198, 959					
事	総合公園		2		267, 144					
業	運動公園		2		278, 000					
県十	dett also ex Essi									
事業	都市公園		1			;	34, 000			
木	 計		9			8	08, 103			

種 別	(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
実施機関	滋賀国道事務所

- ○豊郷計量所において計12回を実施した。対象車両62台に対し許可書の確認を行い、その うち違反車両40台に対し指導を行った。
- ○円滑な道路交通の確保を目的として不法占用物件の所有者または物件管理者への是正指導を行った。315件の現地調査を行い、100件に是正指導を行った。

第2節 交通安全思想の普及徹底

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関│健康医療福祉部子ども・青少年局、土木交通部交通戦略課

〔ア 幼児に対する交通安全教育〕

1 児童館および保育所等における交通安全指導の強化

保育所および認可外保育施設に対して、入所児童およびその保護者への交通安全指導等について要請した。

- 2 幼児交通安全指導者研修会を開催し、資質の向上を図った。
 - ·開催日時場所:平成28年5月27日、県庁新館7階
 - ・参加者:140人
- 3 幼児交通安全クラブの結成状況 (H28)

才	可町 村	名		組	織	母	体		Ī	† 町	村	名		組	織	母	体	
			地	域	幼稚園	保育所	合	計					地	域	幼稚園	保育所		合計
大	津	市		1				1	日	野	,	町						0
彦	根	市		21				21	竜	于	:	町		2				2
長	浜	市		1				1	愛	荘	:	町						0
近泊	工八帽	番市						0	豊	組	3	町		1				1
草	津	市		1				1	甲	良	:	町						0
守	Щ	市						0	多	賀	į	町						0
栗	東	市		1				1										
甲	賀	市		2				2										
野	洲	市		1				1										
湖	南	市		1				1										
高	島	市			5	10		15										
東	近江	市			22	12		34										
米	原	市			0	1		1	ĺ	合	計			32	27	23		82

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 実施機関 教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事 務局保健体育課

[イ児童に対する交通安全教育]

[ウ中学生に対する交通安全教育]

[エ高校生に対する交通安全教育]

交通安全指導の充実

(1) 学校教育活動全体で行う交通安全教育の実施

各学校の状況に応じて、学級活動(ホームルーム活動)および学校行事を中心に、 交通安全について繰り返して指導するとともに、指導内容の充実と時間確保に努めた。

(2) 滋賀県学校安全研修会の開催

- ○学校の危機管理トップセミナー 平成28年4月28日 講義「自転車指導警告票を活用した自転車運転安全指導について」 滋賀県警察本部交通部交通企画課 課長補佐 宇野 勉 氏 講義「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について 滋賀県土木交通部交通戦略課 参事 川田 二三男 氏
- ○交通安全教室指導者講習会 平成28年6月14日 講演「学校(幼・小・中・高)における危険予測を取り入れた交通安全教育の効

果的な指導法とリスクマネジメント」

一般財団法人 日本交通安全教育普及協会

教育推進室 主幹 成迫 俊美 氏シンポジウム「交通安全教育Q&A~みなさまの質問にお答えします~」

滋賀大学教育学部 教授 藤岡 達也 氏 滋賀県教育委員会事務局保健体育課 指導主事 北川 英樹 ゲスト 一般財団法人 日本交通安全教育普及協会

教育推進室 主幹 成迫 俊美 氏

(3) 児童・生徒に対する啓発の推進

ア 長期休業の前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発について」(通知)をすべての公立小・中学校、県立学校に送付して、その中で交通安全について児童生徒・保護者への啓発を依頼し、児童生徒が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行った。

イ「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行った。

(学校での活用を調整した実績:

交通安全教室 幼稚園等2園、小学校10校、中学校1校)

ウ「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進を行った。

(4) 交通安全教育リーフレットの作成

「滋賀県の学校・園における交通安全教育~危険予測を中心とした、事故に遭わない交通安全教育の充実~」を作成し、県内の公立学校、幼稚園、認定こども園に配付した。

(5) 指導通知の発出

- ・交通安全実施計画について
- ・春、秋の全国交通安全運動の実施について
- ・夏、年末の交通安全県民運動の実施について
- ・年度末の交通安全県民運動の実施について
- ・「新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動」の実施について
- ・自転車運転指導警告票を活用した自転車運転安全指導の推進について
- ・自転車損害賠償責任保険等の加入の促進について
- ・「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」第14 条1 項の施行について

等、文部科学省や滋賀県警察本部、滋賀県土木交通部交通戦略課、滋賀県交通安全協会等と連携し、必要な情報を市町教育委員会や県立学校へ通知した。

種 別 |(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 教育委員会事務局生涯学習課、土木交通部交通戦略課

[オ成人に対する交通安全教育]

(1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進

視聴覚ライブラリー(しが生涯学習スクエア)において、交通安全や自転車に関わる教材を貸出。(実績3本)

(2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路利用形態別に応じた交通安全教育が推進されるよう呼びかけた。

(3) 交通指導員の資質および指導力の向上

地域住民に対する交通安全指導や交通安全思想の普及活動を推進している交通指導員の資質および指導力の向上を図るため、実技を取り入れた研修会を実施した。

(4) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路利用形態別に応じた交通安全教育が総合的、組織的に行われるよう指導を強化するとともに、交通安全に関する資料の提供など積極的な支援に努めた。

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関│警察本部交通企画課、健康医療福祉部医療福祉推進課、土木交通部交通戦略課

[カ高齢者に対する交通安全教育]

(1) 滋賀県レイカディア大学の取り組み

隔年実施 (レイカディア大学の開講期間2年間で1度の実施)

- (2) 老人クラブ等の関係団体を通じた取り組みの強化
 - ①市町老人クラブ連合会が行う交通安全に関する活動(交通安全教室の開催など) の推進を図るため、活動費の助成を行った。
 - ②県老人クラブ連合会が開催する研修会等において、交通安全の推進に向けた説明 および資料の配付を行って注意喚起するとともに、安全意識の高揚について啓発 した。
 - ③自転車の安全利用や乗用中の被害防止に向けて、ヘルメット着用の啓発を行うとともに、普及を図るために、市町老人クラブ連合会にヘルメット(見本品)を配布した。
- (3) あわない・起こさないシルバー無事故運動

滋賀県交通安全無事故運動のシルバー部門として、65歳以上の高齢者を対象に7月から10月の4ヶ月間、3~5人1組(3人以上は65歳以上)の単位で実施し、より多くの参加者を募り、全県的に高齢者の交通事故防止を推進した。

• 参加団体数

535団体

• 参加者数

2,355人

(4) 高齢者のための実践的な交通安全教育の実施

各地区で交通安全教室をサポートできる交通安全指導員を養成し、その交通安全指導員が実施する交通安全教育により、地域の高齢者の交通事故防止を図った。

・ 養成した指導員

40人

・指導員による交通安全教室参加高齢者 約2,000人

(5) 高齢者交通安全ネットワーク (いこいネット) 事業

高齢者が利用する老人福祉センター等に対して、交通の安全に関する情報等を配信し、交通事故防止を呼びかけた。

配信回数27回(うち号外3回)、配信対象278施設(28年末)

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関「警察本部交通企画課、健康医療福祉部障害福祉課

[キ 身体障害者に対する交通安全教育]

(1) 障害者に対する効果的な交通安全教育の推進 今年度実績なし

(2) 障害者に対するきめ細かい交通安全教育の推進

視覚障害のある人の外出時の安全を確保するため、視覚障害者生活行動訓練事業 において歩行訓練等を実施した。

(社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会への委託事業)

• 歩行訓練

集団指導 :延19地区 参加者 延433人

個別指導 : 延36回 参加者 14人

種	別	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
実施機	幾関	警察本部交通企画課

[その他の交通安全教育]

幼児から高齢者に至るまで、道路利用者の年齢や道路利用形態等に応じた交通安全教育を計画的、継続的に実施した。

平成28年中の交通安全教育実施状況 (運転免許関係講習を除く)

	対	象	別		回 数
_				般	427回
高		齢		者	559回
大		学		生	33回
高		校		生	29回
中		学		生	70回
小		学		生	304回
幼				児	199回
		計			1,621回

種別(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進実施機関警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課、中日本高速道路(株)名古屋支社
西日本高速道路(株)関西支社

[交通安全運動の推進]

1 交通安全普及活動の強化

- ・近江路交通マナーアップ運動(毎月25日、ただし5月と10月は一斉啓発)
- ・前照灯早め点灯運動(年間)
- ・ハイビーム切替え運動(年間)
- 交通安全啓発日(毎月1日)
- · 自転車安全利用日(毎月1日)
- ·近畿交通安全日(毎月15日)
- ・高齢者交通安全の日(毎月15日)

- ・シートベルト・チャイルドシート着用啓発日(毎月20日)
- ・ノーマイカーデー (毎週金曜日)
- ·飲酒運転根絶啓発日(毎月第4金曜日)
- ・飲酒運転について考える日 (毎月第4金曜日)
- · 自転車安全利用月間(5月)

2 春の全国交通安全運動の実施 (4/6~4/15)

運動の基本

・子供と高齢者の交通事故防止

運動の重点

- ・自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- ・ (後部座席を含めた)全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の 徹底
- 飲酒運転の根絶
- 3 夏の交通安全県民運動の実施 (7/15~7/24)

運動の基本

・高齢者と子どもの交通事故防止

運動の重点

- ・高齢者に対する交通事故防止対策の推進
- ・自転車の安全利用の促進(滋賀県自転車条例の周知)
- ・全席シートベルトとチャイルドシート着用の徹底
- ・飲酒運転・過労運転の根絶
- 4 秋の全国交通安全運動の実施 (9/21~9/30)

運動の基本

・子供と高齢者の交通事故防止

運動の重点

- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に、反射材用品等の着用 の推進および自転車前照灯の点灯の徹底)
- ・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 5 年末の交通安全県民運動(12/1~12/31)

運動の基本

・高齢者と子供の交通事故防止

運動の重点

- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に、高齢者の反射材用品等の着用の推進および自転車のライト点灯の徹底)
- ・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶
- 6 新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動の実施(H28/3/15~4/15)

運動の重点

- ・新入学(園)児と保護者に対する交通安全教育・指導の徹底
- ・高齢ドライバーと高齢者の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・通園・通学路を中心とした交通危険箇所での安全確保の推進

7 交通死亡事故多発警報等に伴う事故防止活動

「交通死亡事故多発警報等発令要領」(平成4年11月30日制定)に基づき、高齢者事故多発警報を1回(H28.12.19)発令した。

8 交通安全に関する広報

交通安全マナーアップ大作戦

【ラジオ放送】

・交通事故状況や交通安全に関する情報提供を行った。

AM放送:第1・第3金曜日の午後、3分間生放送、年間22回

・若者、子ども、高齢者の事故防止、自転車の安全利用、シートベルトおよびチャイルドシートの着用促進、飲酒・暴走等無謀運転の追放等を中心に啓発した。

FM放送:各交通安全運動期間を中心に20秒スポット、年48回

【テレビ放送】

・シートベルト・チャイルドシートの着用促進、飲酒運転防止等基本的な交通ルールを題材としたものや子ども・高齢者や若者の事故防止を題材としたスポットで 啓発を行った。

各交通安全運動期間を中心に30秒スポット放送、年間15回

9 滋賀県交通安全職域別無事故運動 (7/1~10/31)

車両の適正な運行管理を徹底して、安全運転の実践を組織ぐるみで習慣づけ、交通事故防止を図るため、事業所を中心に本運動を推進した。

参加団体数:667事業所 参加車両数:12,377台

·無事故団体:524団体

10 自転車安全利用推進

毎月1日を「自転車安全利用日」と定め、自転車の安全利用を呼びかけた。

・毎月1日の「自転車安全利用日」に県内各市町で各市町・県警・地区安全協会と共に 啓発活動を行った。

啓発回数 15回 対象者 10,600人

- ・中学・高校生に対して、パンフレット「自転車安全利用五則」を配布し、安全利用 を呼びかけるとともに、滋賀県自転車軽自動車商業共同組合を通じて自転車販売店 に配布し、安全利用を呼びかけた。
- ・レンタサイクルショップ、自転車販売店に対する交通安全指導の啓発依頼

11 その他の交通事故抑止対策

(1) 各種交通安全啓発品の作成・配布

春・秋の全国交通安全運動や滋賀県交通対策協議会主唱による交通安全県民総ぐる み運動において、次の啓発品を配布することにより県民の交通安全意識の高揚を図っ た。

(県警交通企画課)

・薬剤師会チラシ

140,000枚

・交通安全啓発チラシ(高齢者ブック)

50,000枚

(県交通戦略課)

・交通安全啓発チラシ(5運動)	210,000枚
・交通安全啓発ポケットティッシュ	13,000個
・シルバー交通安全"見守り帳"の作成・配布	10,000⊞
・「自転車安全利用五則」リーフレット	65,000部
・「親子ではじめる自転車ライフ」リーフレット	35,000部
「中学生からの自転車ライフ」リーフレット	35,000部

(2) 免許証自主返納支援事業

高齢運転者が運転免許を返納しやすい社会環境を構築し、運転免許の自主返納を 促進した。

- ・自主返納協賛店の加盟状況 325事業所・店舗(28年末)
- · 運転免許自主返納状況 3,343人 (28年中)
- ・自主返納チラシ 12,000枚
- (3) 「思いやりゾーン」高齢者交通安全対策事業

警察署ごとに1地域を「思いやりゾーン」に指定して、ゾーンに居住する高齢者に対する交通安全教育等を行った。また、ヒヤリハットマップを配布し、事故防止を呼びかけた。 ヒヤリハットマップ 16,200枚

(4) 交通安全チラシ等の作成、啓発

交通事故防止のチラシ、改正道交法のチラシ、カレンダーなどを作成して配布

12 交通事故統計資料の作成

報道機関や県・市町・その他交通安全関係機関・団体に対し、次のとおり交通事故分析資料を提供した。

・滋賀の交通

製本 100部 (ホームページ掲載)

CD版 400枚

・安全運転ガイドSHIGA

10,000部

・あなたの街の交通事故

14,000枚

・平成28年中の交通事故

14,000枚

13 高速道路における交通安全運動の推進

春の全国交通安全運動(4/8)・夏の交通安全県民運動(7/15)・秋の全国交通安全運動(9/24)・年末の交通安全県民運動(11/22)等を高速道路交通警察隊等と合同で実施し、高速道路における運転マナーの向上および交通安全に関する啓発活動を実施した。

14 滋賀県交通安全教育コンクール

警察職員、交通ボランティア、市町職員等が参加する交通安全教育コンクールを開催 し、活動の活性化を図った。

(平成28年11月14日 (県庁7階大会議室)13チーム参加)

15 交通安全情報紙「セーフティメール」による交通情報の提供

事業所のドライバーに対して、高齢者の行動特性等に関する情報等を配信し、交通 事故防止を呼びかけた。

配信回数15回(うち号外3回)、配信対象605施設(28年末)

16 反射糸普及ボランティア「反射糸ファッショナブル・ディレクター」の委嘱

裁縫や編み物に反射糸を使用して衣服や装飾品を製作する「反射糸ファッショナブル・ディレクター」を委嘱し、活動を行った。

(28年4月~29年3月末の活動実績 延べ11回、52人が活動 480人が受講)

17 夜光反射材の普及・着用促進活動

反射材フェアーの開催

反射材小物の作成教室を中心に、各種反射材の有効性の紹介コーナーを設置し、反射材や 反射糸の普及を図った。(平成29年9月開催 大津市 西武大津店)

種 別|(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関 警察本部交通企画課

〔自転車の安全利用の推進〕

1 自転車大会の開催

6月子供自転車滋賀県大会の開催

・12月交通安全高齢者自転車大会の開催

競技を通じて自転車の交通ルールや正しい乗り方について指導した。

2 スケアード・ストレイト方式による自転車安全教室(4回実施)

JA共済連合主催によるスタントマンを使ったスケアード・ストレイト方式(事故の恐怖感を与える交通教育)の自転車安全教室を実施した。

- ・ 5 月17日 瀬田中学校
- 9月26日 栗東中学校
- ・10月7日 木之本中学校
- ・10月19日 滋賀学園中学・高等学校

種 別 (4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

実施機関|警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 交通指導員の設置状況

(1) 市町村職員 10市3町 160人

(2) 民間 6市5町 203人

2 交通安全推進員の設置状況

3市2町 約1,570人

3 女性の交通安全組織の結成状況

20組織(11市2町) 2,469人

4 高齢者の交通安全組織の結成状況

12組織 (7市3町) 約710人

5 交通少年団の結成状況

1組織 小学生 84人

6 交通安全教育研修会の開催

各警察署、関係・団体の交通安全教育担当者を対象に、交通安全教育に関する研修会 を開催し、技術の向上を図った。

平成28年7月13日開催

話術や交通安全教育で活用できる手品技術、交通事故防止に関すること 講師 手品師 虎童丸こと浅川万年氏 参加者 116人

7 高齢者を交通事故から守る「学生ボランティア」の活動実績(28年度)

学生ボランティア 9 名 (7大学)

活動内容 高齢者に対する交通安全教育、反射材貼付活動、街頭啓発活動

活動回数 16回 延べ20人参加

種 別 (5)住民の参加・協働の推進

実施機関│総合政策部県民活動生活課、健康医療福祉部健康福祉政策課

[地域での子ども見守り活動等における、交通事故抑止対策の協働推進]

自主防犯活動団体、各警察署子ども安全リーダーやスクールガード等による通学路での「子ども見守り活動」や、各地域の住民や行政機関等による青色回転灯装着車によるパトロール活動を通じて、犯罪被害防止の啓発、広報や交通事故抑止等の啓発や広報等の総合的な啓発活動を実施した。

また、各種団体と協働で自転車の安全で適正な利用および自転車盗難被害防止の呼び

かけを実施した。

[ユニバーサルデザインの普及啓発の推進]

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議を活用し、はじめからすべての人を考えに入れて計画し、実施することにより障壁を作らないというユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図った。

第3節 安全運転の確保

種 別 (1) 運転者教育等の充実

実施機関 警察本部運転免許課

1 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(1) 自動車教習所における教育の充実

各自動車教習所に対する総合検査の結果を取りまとめ、好事例等を各自動車教習所に情報提供するとともに、指導員、検定員に対する法定講習を計画的に実施するなど教習および検定等の水準向上を図り、優良なドライバーの育成に努めた。

(2) 取得時講習の充実

ア 委託している取得時講習については、交通事故情勢に応じた講習を実施するため に委託先との情報交換を頻繁に行い、講習内容の充実に努めた。

イ 運転免許を新規に取得した者に対し、「合格者のしおり」(運転免許課作成)を 配布し、運転免許の更新、記載事項の変更、初心運転者期間制度の内容、安全運転 のポイント等の教養を行った。

2 運転者に対する再教育等の充実

- (1) 運転免許の取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習および 更新時講習等については、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習内容 の充実、施設・設備の拡充を図るとともに各種講習用資器材や実車を活用した参加・ 体験・実践型の運転者教育を推進した。
- (2) 飲酒運転撲滅啓発のために、更新時講習会場や運転免許課待合室においてパワーポイントやテレビにより飲酒運転防止DVDを上映したほか、運転免許の新規取得者に対して、飲酒運転撲滅のために教養資料(チラシ)を配布し、飲酒体験ゴーグルを活用した飲酒疑似体験、飲酒運転防止DVDの上映等による教育を実施した。
- 3 悪質危険な運転者の早期排除

酒酔い運転、ひき逃げ事件等の悪質違反者に対する行政処分の早期上申と執行により 危険な運転者の早期排除を図った。

取消処分 352件

免許停止処分 2,195件

(平成28年1月~平成28年12月)

4 高齢運転者対策の充実

(1) 高齢運転者に対する教育の充実

委託している高齢者講習を一層効果的に実施するため、委託先との情報交換を頻繁 に行い、高齢者の特性や交通事故情勢に応じた講習の実施に努めた。

(2) 臨時適性検査の確実な実施

講習予備検査(認知機能検査)の機会等を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行うとともに、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医等との連携強化を図った。

平成28年中の一定の病気に係る行政処分執行件数

		停止	取消	合計
一定の病気		4 3	9 5	1 3 8
	認知症	0	1 6	1 6

(3) 運転免許証の自主返納の推進

高齢者による交通事故の増加に鑑み、運転免許証の自主返納(取り消し申請)を推進した。

5 二輪車安全運転対策の推進

指定自動車教習所および原付免許取得時講習の委託事業者に対して、二輪車事故事例 や発生状況を取り入れた教習および講習を実施するよう指導した。

6 シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

更新時講習や停止処分者講習、原付講習等において過去に県内で発生した交通死亡事故等重大事故の事例により、シートベルトや乗車用ヘルメットの着用効果等に基づいた講習を実施して着用の徹底を図った。

また、関係機関・団体と連携し、交通安全運動等の機会を通じて、来庁者に対してシートベルト着用等についての啓発活動を行った。

平成28年中の各種運転者教育の実施状況

講	習別	受講者数(人)
	優良運転者講習	113, 158
	一般運転者講習	28, 090
	違反運転者講習	23, 172
更 新 時 講 習	初 回 更 新 者 講 習	12, 390
	特 定 任 意 講 習	33
	高 齢 者 講 習	31, 525
	小計	208, 368
	短 期	1, 486
停止処分者講習	中期	194
P 正 定 刀 石 畊 目	長 期	185
	小計	1, 865
	原 付 免 許	1, 271
	普 通 二 輪 免 許	3
	大型二輪免許	2
	普 通 免 許	105
	中 型 免 許	2
免許取得時講習	大型 免 許	5
	応 急 救 護 (一)	104
	普 通 旅 客 車	8
	中型旅客車	0
	大型旅客車	9
	応 急 救 護 (二)	18

1			T
	/]\	計	1, 527
	原付	免許	22
	普通二輪	免 許	24
初心運転者講習	大型 二輪	免 許	5
	普通	免許	194
	小	計	245
	二輪(原付	を含む。)	38
取消処分者講習	四	輪	240
	小	計	278
	社会参加活動を	含む講習	315
違反者講習	社会参加活動を含	まない講習	324
	小	計	639
合	計	·	212, 922

種 別 (2) 運転免許制度の改善

実施機関 警察本部運転免許課

〇 県民の立場に立った運転免許業務

(1) 更新時講習の適切な運用と充実・強化

警察署での優良運転者講習および一般運転者講習に対して、守山運転免許センターから専従講師(警察官)4人を派遣し、講習内容の充実を図るなど安全運転および事故防止に役立つ講習の充実に努めた。

また、守山運転免許センター、米原サブセンターにおいて実施している更新時講習 の講師を対象とした研修会(6月・11月)を開催する等して、講師の資質向上、教育技 術の向上に努めた。

なお、各警察署における優良運転者講習については、1,627回、32,602人、また、一般運転者講習については、902回、6,120人に対してそれぞれ実施した。

(2) 各種運転免許申請書のダウンロードサービスの実施

ダウンロードサービスについては、平成26年3月17日に県警ホームページからの運転免許証記載事項変更申請書ダウンロードサービスを開始し、同年7月から対象とする申請書を大幅に拡大し本格的に実施した結果、同サービスの利用者が大幅に増加し、申請者の利便性が高まりました。その後も毎年ダウンロードサービスを利用して申請に訪れる者は増加を続けている。

実施している手続は、上記の運転免許証記載事項変更申請のほか、新規申請、併記申請、限定解除申請、条件解除申請、国外免許申請、再交付申請、更新申請、経由地申請である。

※ 平成28年中におけるダウンロードサービスの利用状況

区分	申請数	ダウンロード (内数)	率 (%)
新規·併記申請	25, 461	2, 342	9.2%
限定解除申請	817	25	3.1%
条件解除申請	97	4	4.1%
国外免許申請	2,771	600	21. 7%
再交付申請	5, 276	222	4.2%

更新申請	63, 053	119	0.2%
経由地申請	58	8	13.8%
記載事項変更申請	59, 289	1, 293	2.2%

申請者が最も利用したのは、新規:併記申請が2,342件(内、県外の教習所卒業者は約90%以上が利用)で全体の9.2%を占めたほか、記載事項変更申請については、1,293件で全体の2.2%を占めた。

また、国外免許申請が21.7%と特に利用率が高かった。

(3) 運転適性相談の適切な運用

公安委員会は、一定の病気にかかっている者等については、免許を与えず若しくは保留し、または免許の取消若しくは免許の効力停止が出来ることとされていることから、これらの趣旨を踏まえた運転適性相談の適切な運用に努めた。

平成28年度中は、632件を運転免許課で受理した。

(4) 聴覚障害者の運転免許の取得

ア 聴覚障害者が普通自動車を運転する場合、「聴覚障害者標識」を貼付するとともに、乗用車は車室内に、普通貨物自動車はサイドミラーに特定後写鏡を適切に取り付けることにより、運転することができることから現在補聴器条件を付されたこれらの運転免許保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する場合の手続き(臨時適性検査および安全教育)等についても、HP 等を通じて関係機関・団体への周知を図った。

なお、平成 28 年度は対象者からの申出がなかったことから、実施していない。

イ 平成 28 年度は守山運転免許センターにおいて、聴覚障害者を対象とした特定任意講習を 2 回計画していましたが受講者はいなかった。

種 別 (3) 安全運転管理の推進

|実施機関 |警察本部交通企画課

- 1 安全運転管理者等選任状況
 - ·安全運転管理者 3,520事業所
 - ·副安全運転管理者 435事業所 665人
- 2 安全運転管理者等の法定講習受講結果
 - ·安全運転管理者 3,455人
 - ·副安全運転管理者 642人
- 3 適切な安全運転管理に努め、交通事故の防止に貢献された事業所に対する表彰 (警察と自動車安全運転センターとの連名表彰)
 - ・平成28年7月 92事業所を表彰
 - ・平成28年11月 13事業所を表彰
 - ・平成29年3月 23事業所を表彰

種 別 (4) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進

実施機関 滋賀運輸支局

1 自動車運送事業者立入監査等

業 種 別	バス	ハイヤー・タクシー	トラック	計
実施事業者	20	3	40	63

2 自動車運送事業等の自動車運転者の適性診断の実施

業 種 別	バス	ハイヤー・タクシー	トラック	計
実施人員	559	538	4, 238	5, 335

3 運行管理者等の指導講習の実施

業 種 別	バス	ハイヤー・タクシー	トラック	計
一般講習	173	104	944	1, 221
基礎講習	96	27	548	671

4 事故防止対策支援推進事業による補助件数

デジタコ・ドライブレコーダー	8 件
先進安全自動車 (ASV)	30件
社内安全教育	0件
過労運転防止	29件

種	別	(5) 交通労働災害の防止等
実施	機関	滋賀労働局

- (1) 平成28年8月12日に、一般社団法人滋賀県安全運転管理者協会、独立行政法人自動車 事故対策機構滋賀支所、銀行等の金融機関、保険会社等、県内の各種団体に対し、「交 通労働災害防止のためのガイドライン」(平成20年4月3日付け基発第0403001号)の周 知および交通事故防止要請を行った。
- (2) 事業主や荷主に対して、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止対策の周知徹底を実施した。

滋賀県下の労働基準監督署において実施した集団指導や自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、交通労働災害防止を目的とした個別指導において、本ガイドラインに基づく指導を実施した。

(3) 滋賀県下の労働基準監督署において、一般社団法人滋賀県トラック協会各支部に所属する事業場を対象に集団指導を実施し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号)に基づく交通労働災害防止対策、荷役作業時の労働災害防止対策について、周知を行った。

滋賀県下の各事業場に対して、一般社団法人滋賀県トラック協会主催の滋賀県交通安全フェアへの参加勧奨を行った。

- (4) 滋賀労働局労働基準部と滋賀県警察本部交通部との間で、交通労働災害の発生時に おける連携体制の構築を行った。
- (5) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」および労働基準関係法令に規定される労働条件の明示、労働時間の適正管理、健康管理等の法定労働条件の履行を確保するための監督指導を実施するとともに、陸運関係行政機関および警察機関との連携を図った。

平成28年1月から12月までの間、滋賀県下の労働基準監督署において、自動車運転者 を使用する事業場に対して、以下の通り監督を実施した。

監督実施事業場数 44

うち 労働基準法違反事業場数 37

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示違反事業場 29 同告示違反内容 総拘束時間 17 最大拘束時間 23 休息時間 18 最大運転時間 9 連続運転時間 15 休日労働 2

また、陸運関係行政機関に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示 にかかる重大な違反のあった4事業場について通報を行い、陸運関係行政機関との合同 監督を6件実施した。

種 別 (6) 道路交通に関する情報の充実

実施機関 滋賀国道事務所

インターネットを通じたCCTV画像の公開や道路情報板による注意喚起等を実施した。

種 別 (6) 道路交通に関する情報の充実

実施機関 彦根地方気象台

〔道路交通の安全に関する情報の充実と効果的利用〕

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、 的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めた。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICT の活用等に留意し、主に次のことを行った。

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図った。

(2) 地震の監視・警報体制の整備等

地震による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、緊急地震速報(予報および警報)の利活用の推進に努めた。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達した。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供した。

(4) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明に努めた。

種 別 (6) 道路交通に関する情報の充実

実施機関 警察本部交通規制課

リアルタイムな渋滞情報を提供するために必要な車両感知器 6 0 基を更新整備し、情報をドライバーに提供する情報板 1 基および光ビーコン 1 2 基の更新整備を実施した。

|種 別 | (6)道路交通に関する情報の充実

実施機関土木交通部道路課

冬期については、ゆき雪情報システムにより、県内の路面状況や積雪情報等の情報提供を実施した。また、道路が被災した場合については、速やかに道路情報提供装置で情報提供を行った。

第4節 車両の安全性の確保

種 別 (1) 自動車の検査および点検整備の充実

実施機関 滋賀運輸支局

1 自動車検査場検査実施車両数

66,499台

2 事業者監査、研修会等の実施

実 施 項 目	実績
指定整備事業者監査	420事業場
自動車検査員研修	1,416名
街 頭 検 査	1,985両
分解整備事業者監査	35事業場
整備主任者等研修	2,601名
整 備 管 理 者 研 修	805名

|種 別 | (3) 交通関係用品の安全性の確保および向上

実施機関 近畿経済産業局

現在、自動二輪車乗車用ヘルメットおよび原動機付自転車乗車用ヘルメットを、消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)に規定する特定製品に指定しており、基準に適合しない製品の製造・輸入・販売を禁止している。同法に基づく製造・輸入事業者の届出等の受理、届出事業者に対する報告徴収・立入検査等を通じて、こうした製品の安全性を確保した。

第5節 道路交通秩序の維持

種 別 (1) 交通の指導取締りの強化等

実施機関 警察本部交通指導課

住民の要望を踏まえ、交通実態に対応した指導取締りを計画的に実施した。

(1) 総取締り件数(点数切符を除く) 38,842件(平成28年中)

(2) 主な交通違反の内容(平成28年中)

違	え 種	別	検挙件数(件)
無 免	許	軍 転	195
酒酔い・	酒気帯	び運転	241
速 度	達	反	10,074
信号	無	視	2, 513
通行区	分·追	越し	311
一時	不	亭 止	6, 691
横断步	行 者	妨 害	443
整備不	良車	運転	337
駐 •	停 車	違 反	1, 181
そ	\mathcal{O}	他	31, 586
	計		53, 572

(3) 座席ベルト等の取締り状況 (平成28年中) 13,296件

種	別	(2) 交通事故事件に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
実施	機関	警察本部交通指導課

1 専従捜査体制の強化等

登用から日の浅い新任警察署交通課員を対象とした交通事故事件捜査専科(2週間)を実施し、警察署交通課員の捜査能力の向上を図った。

また、新任交通課員を対象とした「交通事故・事件捜査能力育成プログラム」を 実施し、新任交通課員の早期戦力化を図った。

2 初動捜査体制および科学的捜査体制の強化

重大事故事件等の発生時は、交通捜査鑑識係および追跡捜査係を早期に現場投入し、現場鑑識活動および防犯ビデオ捜査等の強化により客観的証拠の収集に努めたほか、刑事部科学捜査研究所と連携し、DNAをはじめとした科学捜査の活用により、被疑者の検挙に努めた。

ひき逃げ事件の発生検挙状況 (平成28年中)

事	故	の態	様	発生件数	検挙件数	検挙率
死	亡	事	故	1件	1件	100.0%
重	傷	事	故	9件	7件	77.7%
軽	傷	事	故	37件	23件	62.1%
		計		47件	31件	65.9%

種	別	(3) 暴走族対策の強化	上族対策の強化
実施	幾関	警察本部交通指導課、健康医療福祉部子ども・青少年局	部交通指導課、健

1 暴走族の現勢

区分\年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
グ ル ー プ 数	1	0	0	0	0
グループ員数	4人	0人	0人	0人	0人
非グループ員数	134人	166人	162人	157人	163人

2 取締り状況

区分	\ 年	平成24年	平成25年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
	件数(件)	148	106	104	106	113
道路交通法	人員(人)	145	120	114	111	129
	八貝(八)	(4)	(11)	(9)	(5)	(17)
	件数(件)	4	0	3	1	5
刑 法 犯	人員(人)	8	0	3	3	9
	八貝(八)	(6)		(3)	(3)	(8)
	件数(件)	0	0	4	0	11
特別法犯	人員(人)	0	0	4	0	11
	八貝(八)			(2)		(1)
	件数(件)	152	106	111	107	129
計	人員(人)	153	120	121	114	149
	八貝(八)	(10)	(11)	(14)	(8)	(26)

押収車両 3

区分~年	平成24年	平成 25 年	平成26年	平成27年	平成28年
二 輪 車 (台数)	5	16	7	5	26
四 輪 車 (台数)	1	0	0	0	2
計	6	16	7	5	28

注:()内は逮捕人員をうち数で示す。

4 暴走族関係事犯の再発防止

県内16ケ所の少年センターにおいて、計22件の道路交通法違反(暴走行為)に関する 相談を受け、暴走行為等を行う少年に対して非行少年等の立ち直り支援事業(あすくる) 等により支援が実施された。

第6節 救助・救急活動の充実

種 別	(1) 救助・救急体制の整備
実施機関	総合政策部防災危機管理局、健康医療福祉部健康医療課、
	中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

各保健所において、AED使用法を含む心肺蘇生法の講習会を実施した。 また、AED等練習機器を貸出しし、普及啓発活動のサポートを実施した。 さらに、「救急の日」「救急医療週間」における関係機関へのポスター等の配布等 により、普及啓発を行った。

2 救急救命士の養成

県内消防本部から救急救命東京研修所および九州研修所への職員派遣 新規養成課程

8 人 11人

指導救命士養成研修

3 防災ヘリコプターによる救急業務の推進

平成28年中救急活動件数

3 0 件

4 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実

消防学校での教育訓練の実施

専科教育救助科

25人 約5週間

専科教育救急科

66人 約8週間

5 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

名神高速道路消防協議会および京滋バイパス消防連絡協議会に参画し、それぞれの協議会が開催する総会や研修会等に出席するなど高速道路における救急業務実施について関係機関の連携強化に努めた。

種 別 (2) 救急医療体制の整備

実施機関 健康医療福祉部健康医療課

1 救急医療体制の整備

(単位:千円)

													•	
	1	事		業			名	,]				事	業	費
小	児	救	急	医	療	運	崖	, i	費	補	助		87, 9	07
救	命	救 急	、セ	ン	タ	Ţ	運	営	費	補	助	2	09, 9	91
救	急!	医 療	情	報	シ	ス	テ	ム	の	運	営		38, 8	66

2 ドクターヘリ事業の推進

京滋ドクターへリの運航に係る関係機関との調整、ランデブーポイント増設および啓発活動等を実施し、救急医療体制の充実を図った。

種 別 (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

|実施機関 |総合政策部防災危機管理局、健康医療福祉部健康医療課

医療機関と消防機関の関係者で構成する協議会と部会を開催し、救急搬送から救急医療の提供まで迅速かつ適切な実施を図るとともに連携の強化を図った。

1 滋賀県メディカルコントロール協議会の開催

<第1回>

開催日:平成28年6月1日(水)

場 所:滋賀県危機管理センター

<第2回>

開催日:平成29年3月22日(水) 場 所:滋賀県危機管理センター

2 実施基準策定部会の開催

開催日:平成29年2月14日(火) 場 所:滋賀県危機管理センター

3 メディカルコントロール部会の開催

開催日:平成28年12月20日(火)場所:滋賀県危機管理センター

第7節 被害者支援の充実と推進

種 別 (1) 損害賠償の請求についての援助等

実施機関 滋賀運輸支局

[無保険 (無共済) 車両対策の徹底]

・無保険 (無共済) 車の街頭取締り実績 1回

・無保険(無共済)車の監視実績 3回

種 別 (1) 損害賠償の請求についての援助等

実施機関 | 警察本部交通指導課

交通事故被害者に各種窓口を教示した。

種 別 (1)損害賠償の請求についての援助等

実施機関 土木交通部交通戦略課

〔交通事故相談所の活動強化〕

(1) 広報 · 啓発事業

ア 交通事故相談の広報用カード「交通事故相談カード」を作成し、市町、警察をはじめ関係機関に配布したほか自動車安全運転センターおよび自動車事故対策機構にも 配布し、相談所の存在と業務内容の広報に努めている。

また、交通事故相談業務の周知を図り、その利用促進を図るため「交通事故相談の概要」およびを作成し配布した。

イ ラジオ、広報誌等による広報

- ・京都放送滋賀放送局(KBSラジオ)の「マナーアップ大作戦」
- ・広報誌「滋賀県交通安全対策室だより」
- ウ インターネット「滋賀県ホームページ」を活用した広報
- エ 市町の広報誌を通じての広報
- オ 滋賀県民相談ネットワーク窓口を通じての広報
- (2) 市町に対する研修等

市町交通安全担当者会議において、交通事故相談所の利用方法、手続き、業務内容等 の周知を図っている。

- (3) 相談員の研修
 - ア 交通事故相談員中央研修会初任者コース (国土交通省主催)
 - 6月 東京都(相談員1名参加)
 - イ 交通事故相談員総合支援研修会(国土交通省主催)
 - 11月 大阪府(28年度参加者なし)
- (4) 交通事故相談件数

平成28年中に受理した相談は、大津本所409件、彦根分室160件、計569件で前年に 比べ45件減少したが、発生した交通事故の相談率は、10.7%と前年より増加ている。 ※巡回相談は、相談所を利用できない相談者の利便を図るため、予約制で出張相談に 応じている。

【相談活動の状況】

相談内容	平成	28年	平成27年		
	件数	構成比 %	件数	構成比 %	
賠償額の算定	90	15.8	59	9.6	
示談の仕方	203	35.7	191	31.1	
過失程度	63	11. 1	54	8.8	
自賠責保険請求等	14	2.5	31	5.0	
債務不履行	3	0.5	4	0.7	
訴訟調停の利用	0	0.0	2	0.3	
賠償責任者	0	0.0	5	0.8	
労災・社会保険の使用	0	0.0	0	0.0	
示談解決後の変更取消	0	0.0	0	0.0	
各種福祉施設の利用	0	0.0	1	0.2	
生計の維持	0	0.0	0	0.0	
各種援護措置の利用	0	0.0	2	0.3	
身体障害者の更生	0	0.0	0	0.0	
その他	196	34.4	265	43.2	
計	569	100.0	614	100.0	

種 別 (2) 交通事故被害者支援の充実強化

|実施機関|滋賀運輸支局、土木交通部交通戦略課

1 交通遺児援護団体育成補助金

(公財) おりづる会の運営事務費補助 190,000円

[経済支援事業] ・新入学給付金: 30人 720,000円

・学年進級支援金: 52人 520,000円 ・卒業祝金 : 11人 550,000円

·交通遺児奨学金: 72人 6,413,000円

[厚生援護等事業]・レクリェーション(夏・冬)

・機関紙の発行(年2回)

2 独立行政法人自動車事故対策機構の活動状況

・交通遺児等貸付 : 5件(新規: 0件、継続: 5件)・介護料の支給 : 59件(新規: 1件、継続: 58件)

種 別 (2) 交通事故被害者支援の充実強化 実施機関 警察本部交通指導課

被害者連絡実施状況

	被害者連絡	手引配布
ひき逃げ	4 0	3 5

スの仲重士なな済重サ	6.0	5 0
その他重大な交通事故	6 0	5 8

第8節 研究開発および調査研究の充実

種 別 (1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進

(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

実施機関 滋賀国道事務所、警察本部交通企画課、警察本部交通規制課、土木交通部道路 課、土木交通部交通戦略課

〇交通事故の実態把握と効果的な対策立案の推進

- ・国、県の道路管理者に加え、警察本部が事務局となっている。
- ・滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議、同会議作業部会において、現地検討会を実施 し、学識経験者を交えた現地調査・対策検討等を実施し、事故の分析、現地での状況確 認を行うとともに、アドバイザー会議では対策案について学識経験者、運輸事業者等の アドバイスをいただくなど、多角的な視点を対策案に反映させた。また、会議では対策 後の効果検証も行い有効な対策となるよう努めた。
- ・重大事故発生箇所等における関係機関合同での現地検討会への参加した

○事故危険個所の対策検討

- 事故危険個所対策を実施
- ○交通管理技術研究発表会等への参加により最新の技術動向の習得に努めた。

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備

(1)鉄道施設の点検と整備

밁

種

(2)運転保安設備の整備

(3)鉄道の地震対策の強化

実施機関 近畿運輸局

[線路施設・信号保安設備等]

(単位:千円)

1000 167		ग ।					(単位・1円)
事	業		名		事 業	量	事業費
軌	道	強	化		5, 32	21 m	496, 027
線			形			0 m	0
路	線	増	設			0 m	0
橋	りょ	う	改良		2	箇所	5, 184
駅		改	良		6	駅	1, 315, 788
7	ンネ	ル	改 良		0	箇所	0
防	災·	そ	の他	ı	12	箇所	191, 130
	小	計					2, 008, 129
自	動閉	そく	信号	•	0	箇所	0
С	T	C 1	と 等		4	箇所	67, 800
連	動	装	置		1	箇所	170, 000
A	Τ	S	等		33	箇所	6, 400
列	車 無	線	装 置		1	箇所	24, 856
信	号 機	改	良等		5	箇所	3, 250
	小	計					272, 306
	合		計				2, 280, 435
	事 軌線路橋駅ト防 自 C 連 A 列	事 業 軌線 り線 路りよ 駅トン災小り りない 水り 水り 水り 水り 水り 水り 日 T 動 A 工 列信 分 は 水	事 業 軌 道 強 線 場 増 橋 り よ う 駅 み ル さ 下 次 ・ そ 小 事 財 そ 上 か 事 機 内 事 機 改 小 計 計	事 業 名 軌 道 強 化 線 増 設 路 り よ う 改 良 駅 ひ 改 改 良 ト ン ネ ル 改 良 ト び そ の 他 小 事 日 日 号 日 動 日 子 日 日 日 日 財 そ く 日 子 日	事 業 名 軌 道 強 化 線 形 設 設 路 り よ う 改 良 駅 改 良 良 以 と 良 上 <td< td=""><td>事業 名 事業 軌 道 強 化 5,33 線 形 形 股 股 股 路 り よ り と 0 財 次 ・ そ 0 0 財 ・ そ の 0 0 大 ・ そ の 0 0 大 ・ そ の 0 0 日 り ・ そ 0 0 日 り ・ ・ 0 0 日 り ・ ・ 0 0 日 り ・ ・ ・ 0 日 ・ ・ ・ ・ ・ 日 ・ ・ ・ ・ ・ 日 ・ ・ ・ ・ ・ 日 ・ ・ ・ ・ ・ 日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ <</td><td>事業量 名 事業量 軌 道 強 化 5,321 m 線 形 0 m 路線 増設 0 m 橋りよう改良 2 箇所 駅 改良 6 駅 トンネル改良 0 箇所 防災・その他 12 箇所 小計 自動閉そく信号 0 箇所 C T C 化等 4 箇所 連動装置 1 箇所 A T S 等 33 箇所 列車無線装置 1 箇所 内 車無線装置 1 箇所 信号機改良等 5 箇所 小計</td></td<>	事業 名 事業 軌 道 強 化 5,33 線 形 形 股 股 股 路 り よ り と 0 財 次 ・ そ 0 0 財 ・ そ の 0 0 大 ・ そ の 0 0 大 ・ そ の 0 0 日 り ・ そ 0 0 日 り ・ ・ 0 0 日 り ・ ・ 0 0 日 り ・ ・ ・ 0 日 ・ ・ ・ ・ ・ 日 ・ ・ ・ ・ ・ 日 ・ ・ ・ ・ ・ 日 ・ ・ ・ ・ ・ 日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ <	事業量 名 事業量 軌 道 強 化 5,321 m 線 形 0 m 路線 増設 0 m 橋りよう改良 2 箇所 駅 改良 6 駅 トンネル改良 0 箇所 防災・その他 12 箇所 小計 自動閉そく信号 0 箇所 C T C 化等 4 箇所 連動装置 1 箇所 A T S 等 33 箇所 列車無線装置 1 箇所 内 車無線装置 1 箇所 信号機改良等 5 箇所 小計

^{*}事業量の欄に計上できないものは、事業費のみに計上している。

第3節 鉄道の安全な運行の確保

種 別 (3) 気象情報等の充実

実施機関 彦根地方気象台

[気象情報等の充実・利用促進]

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めた。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章 第3節 (6) 道路交通に関する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震の監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行った。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供した。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報(予報および警報)の鉄道交通における利活用の推進を図った。

第5節 救助・救急活動の充実

|種 別 |(3) 救助・救急活動の充実

実施機関 西日本旅客鉄道(株)京都支社

列車事故総合訓練の開催

- ○平成28年10月18日 (水)
- ○訓練会場 滋賀県野洲市富波乙 (網干総合車両所宮原支所野洲派出所)
- ○訓練想定

米原発姫路行き普通電車(乗客約100名)が篠原~野洲駅間を走行中、踏切内に進入して きた自動車を直前で認め、非常ブレーキを使用したが間に合わず衝撃して停車。

先頭の1両目が脱線、多数のお客様が負傷。

○訓練開催に伴い関係機関・団体と協力

第3章 踏切道における交通の安全

踏切道における交通の安全

種 別 (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進

- (2) 踏切保安設備の整備および交通規制の実施
- (3) 踏切道の統廃合の促進
- (4) その他の踏切道の交通の安全および円滑化を図るための措置
- (5) 踏切事故防止対策協議会の効果的な運用

実施機関 近畿運輸局、土木交通部交通戦略課

1 踏切道の構造改良、立体交差化および踏切保安設備等

(単位:千円)

		区	<i>5</i> .)		事 業 量	事 業 費
踏	切	道) 構 造	造 改	良	2 箇所	41, 200
連	続・	単 独	立体交易	きの 改	英築	2 箇所	603, 000
踏	切	道	の格	上	げ	0 箇所	0
踏	切	保	安	設	備	34 箇所	101, 357
		合	章	ŀ			745, 557

2 踏切事故防止キャンペーン等の実施

「踏切事故防止キャンペーン」を平成28年11月1日から11月10日まで実施「春の全国交通安全運動」を平成28年4月6日から4月15日まで実施「秋の全国交通安全運動」を平成28年9月21日から9月30日まで実施

3 踏切事故防止対策協議会の効果的な運用

滋賀県踏切事故防止対策協議会において、踏切事故防止の広報啓発活動を実施すると ともに、踏切停止線等の補修を行った。

鉄 道 事 業 者	箇 所 数	実 施 延 長
西日本旅客鉄道	18箇所	66.30m
東海旅客鉄道	1箇所	55.50m
京阪電気鉄道	8箇所	35.20m
近 江 鉄 道	10箇所	37.50m
信楽高原鐵道	1箇所	5.00m
合 計	38箇所	199.50m

(参考資料)

全国・滋賀県・市町の交通統計

平成28年 都道府県別交通事故発生状況

管	///		区分	発	川文選手 生 件	数数	八刀 5 列	;	者	傷		者
区	都道	府県	<u>~</u>	<i>)</i> L	増減数	増減率	91	増減数	増減率	1993	増減数	増減率
北	HI- N	海	道	11,329	206	1.9	158	△19	△10.7	13,489	372	2.8
,_	青		県	3,740	△114	△3.0	53	13	32.5	4,539	△234	△4.9
東	岩	手	県	2,373	<u></u> ∆187	△7.3	73	△7	△8.8	2,971	△249	△7.7
	宮	城	県	7,986	△638	△7.4	71	5	7.6	10,057	△856	△7.8
	秋	田	県	2,177	26	1.2	54	16	42.1	2,691	123	4.8
北	山	形	県	6,136	△310	△4.8	28	△29	△50.9	7,670	△367	△4.6
16	福	島	県	5,802	△1,092	△15.8	90	13	16.9	7,112	△1,232	△14.8
東		京	都	32,412	△1,862	$\triangle 5.4$	159	$\triangle 2$	$\triangle 1.2$	37,828	△2,103	$\triangle 5.3$
	茨	城	県	10,455	△1,158	△10.0	150	10	7.1	13,441	△1,694	△11.2
関	栃	木	県	5,484	△843	△13.3	76	$\triangle 22$	△22.4	6,882	△991	△12.6
(X)	群	馬	県	13,574	△1,655	△10.9	62	$\triangle 6$	△8.8	17,279	△2,211	△11.3
	埼	玉	県	27,816	$\triangle 1,712$	△5.8	151	△26	$\triangle 14.7$	34,212	△1,899	$\triangle 5.3$
	千	葉	県	18,022	△628	$\triangle 3.4$	185	5	2.8	22,396	△866	$\triangle 3.7$
	神	奈 川	県	27,091	△1,222	$\triangle 4.3$	140	△38	△21.3	32,305	△1,468	△4.3
	新	潟	県	4,694	△651	$\triangle 12.2$	107	10	10.3	5,575	△901	△13.9
東	山	梨	県	4,337	$\triangle 284$	$\triangle 6.1$	35	2	6.1	5,608	△476	△7.8
果	長	野	県	8,298	△567	$\triangle 6.4$	121	52	75.4	10,323	△629	△5.7
	静	畄	県	31,518	△973	$\triangle 3.0$	137	△16	$\triangle 10.5$	41,221	△1,312	$\triangle 3.1$
中	富	山	県	3,466	△479	$\triangle 12.1$	60	△10	$\triangle 14.3$	4,003	△567	$\triangle 12.4$
十	石	Ш	県	3,541	$\triangle 250$	$\triangle 6.6$	48	2	4.3	4,150	△342	$\triangle 7.6$
	福	井	県	1,847	△341	$\triangle 15.6$	51	4	8.5	2,141	△431	△16.8
	岐	阜	県	6,646	△754	$\triangle 10.2$	90	△16	$\triangle 15.1$	8,991	△888	△9.0
部	愛	知	県	41,551	△2,818	$\triangle 6.4$	212	△1	$\triangle 0.5$	51,087	△3,983	$\triangle 7.2$
	Ξ	重	県	6,038	△1,131	$\triangle 15.8$	100	13	14.9	8,158	$\triangle 1,359$	△14.3
近	滋	賀	県	5,294	△585	△10.0	53	△20	$\triangle 27.4$	6,651	△974	
X.	京	都	府	8,087	△1,241	△13.3	60	△27	△31.0	9,678	△1,584	△14.1
	大	阪	府	37,920	△2,687	△6.6	161	△35	△17.9	45,460	△3,021	△6.2
	兵	庫	県	27,340	△1,202	△4.2	152	△19	△11.1	33,397	△1,806	△5.1
畿	奈	良	県	4,507	△571	△11.2	47	1	2.2	5,725	△771	△11.9
	和	歌山	県	2,914	△584	△16.7	40	△8		3,528		
中	鳥自	取	県	987	△66	△6.3	17	△21	△55.3	1,243	△7	$\triangle 0.6$
	島岡	根	県県	1,314 8,930	△74	$\triangle 5.3$ $\triangle 16.0$	28 79	1	3.7	1,537	△76	-
	広	<u>山</u> 島	県	9,763	$\triangle 1,697$ $\triangle 1,389$	$\triangle 16.0$ $\triangle 12.5$	86	△8 △9	$\triangle 9.2$ $\triangle 9.5$	10,654 12,289	$\triangle 2,032$	$\triangle 16.0$ $\triangle 11.4$
国	山山		県	5,401	△1,389 △326	\triangle 12.5 \triangle 5.7	64	△9	△9.0	6,660	$\triangle 1,576$ $\triangle 494$	$\triangle 11.4$ $\triangle 6.9$
	徳	島	県	3,579	△326 △287	$\triangle 5.7$ $\triangle 7.4$	49	22	81.5	4,424	△494 △401	△8.3
四	香	<u> </u>	県	6,790	△1,033	△13.2	61	9	17.3	8,434	$\triangle 1,117$	$\triangle 0.3$ $\triangle 11.7$
	愛		県	4,497	△1,033 △589	△13.2 △11.6	77	<u>5</u>	△1.3	5,317	$\triangle 1,117$ $\triangle 645$	$\triangle 11.7$ $\triangle 10.8$
国	高	知	県	2,193	△198	△8.3	42	12	40.0	2,447	△285	
	福	岡	県	37,308	$\triangle 2,426$		143		△5.9	49,917	△2,841	$\triangle 5.4$
	佐	<u></u> 賀	県	7,783	△2,420	△9.1	35		$\triangle 27.1$	10,377	$\triangle 1,116$	
九	長	 	県	5,652	<u>△</u> 469	$\triangle 7.7$	41	$\triangle 4$	△8.9	7,416		
	熊	本	県	6,151	<u>∠490</u>	$\triangle 7.4$	67	<u>△12</u>	△15.2	7,929	△608	△7.1
	大	分	県	4,478	<u>∠</u> 439	△8.9	42	<u>△</u> 12	△8.7	5,862	△572	△8.9
	宜	 崎	県	9,015	<u>△</u> 440	$\triangle 4.7$	45		△13.5	10,280	<u></u> 678	$\triangle 6.2$
州	鹿	児島	県	7,474	<u></u>	△7.0	65	△12	△15.6	8,838	△704	$\triangle 7.4$
	沖	縄	県	5,491	△130	$\triangle 2.3$	39	$\triangle 2$	△4.9	6,661	△53	
	•	計		499,201	△ 37,698	<u> </u>	3,904	△ 213	$\triangle 5.2$	618,853	△ 47,170	
				首生計に上			,			,	,	

(注) 警察庁電算集計による。

平成28年 県内の各種交通事故発生状況(前年対比)

(1) 月 別

区分	\	月 人	1		2	2	3		4			5		6		7		8		9		10		11		12		計
平	件	数		407		421	49	90	3	387		427		397		438		497		378		423		452		577	Ę	5,294
成	死	者		2		7		7		3		7		4		4		2		6		1		5		5		53
28	傷	重傷		30		41		55		35		35		43		32		32		33		35		46		69		486
年	193	軽傷	•	495		493	56	62	4	415		504		457		504		612		431		499		525		668	(6,165
	者			525		534	6	17	4	450		539		500		536		644		464		534		571		737	(6,651
平	件	数	4	465		478	60	04	4	494		458		464		463		443		434		501		486		589	Ę	5,879
成	死	者		7		6		6		9		12		3		3		5		5		2		6		9		73
27	傷	重傷		25		37	4	17		35		38		38		60		42		47		48		43		64		524
年		軽傷		584		573	7:	38	(602		566		559		539		548		513		599		556		724	7	7,101
	者		-	609		610	78	35	(637		604		597		599		590		560		647		599		788	7	7,625
	件	数	Δ	58	Δ	57	△ 1	14	Δ 1	107	Δ	31	Δ	67	\triangle	25		54	Δ	56	Δ	78	\triangle	34	\triangle	12	Δ	585
	IT	双	\triangle 1	2.5	\triangle 1	11.9	△ 18	.9	\triangle 2	1.7	Δ	6.8	\triangle	14.4	Δ	5.4		12.2	\triangle	12.9	\triangle	15.6	\triangle	7.0	\triangle	2.0	Δ	10.0
対	死	者	\triangle	5		1		1	Δ	6	Δ	5		1		1	Δ	3		1	\triangle	1	\triangle	1	\triangle	4	Δ	20
	96	18	△ 7	1.4	1	16.7	16	.7	△ 6	6.7	Δ	41.7		33.3		33.3	Δ	60.0		20.0	\triangle	50.0	\triangle	16.7	\triangle	44.4	Δ	27.4
比		重傷		5		4		8			Δ	3		5	\triangle	28	\triangle	10	\triangle	14	\triangle	13		3		5	Δ	38
	傷	里 炀	2	0.0	1	10.8	17	.0			\triangle	7.9		13.2	\triangle	46.7	\triangle	23.8	\triangle	29.8	\triangle	27.1		7.0		7.8	\triangle	7.3
		軽傷	Δ	89	Δ	80	△ 1′	76	Δ 1	187	\triangle	62	\triangle	102	\triangle	35		64	\triangle	82	Δ	100	\triangle	31	\triangle	56	Δ	936
(%)		牡 汤	Δ 1	5.2	Δ 1	14.0	△ 23	.8	△ 3	1.1	Δ	11.0	Δ	18.2	Δ	6.5		11.7	\triangle	16.0	Δ	16.7	\triangle	5.6	Δ	7.7	\triangle	13.2
	者		Δ	84	Δ	76	△ 16	38	Δ	187	Δ	65	\triangle	97	\triangle	63		54	Δ	96	Δ	113	Δ	28	Δ	51	Δ	974
			Δ 1	3.8	Δ 1	12.5	△ 21	.4	\triangle 2	9.4	\triangle	10.8	\triangle	16.2	\triangle	10.5		9.2	\triangle	17.1	\triangle	17.5	\triangle	4.7	\triangle	6.5	Δ	12.8

(2) 曜 日 別

/ 区分	_	曜日	F	3	J	1		火		水		木	4	金		±		計
1	件	数		604		762		792		798		757		823		758	ļ	5,294
	前	年 比	Δ	68	Δ	110	Δ	74	Δ	40	Δ	112	Δ	139	\triangle	42	Δ	585
	構	成 率		11.4		14.4		15.0		15.1		14.3		15.5		14.3		100.0
3	死	者		8		5		3		9		11		7		10		53
	前	年 比	Δ	2	Δ	6	Δ	12				1	Δ	3		2	Δ	20
	構	成 率		15.1		9.4		5.7		17.0		20.8		13.2		18.9		100.0
1	傷	者		856		927		956		971		923	1	,007	1	,011	(6,651
	前	年 比	Δ	167	\triangle	159	Δ	97	\triangle	90	\triangle	179	Δ	189	\triangle	93	\triangle	974
	構	成 率		12.9		13.9		14.4		14.6		13.9		15.1		15.2		100.0

(3) 時間帯別

	(0)	H41 H11	יינע ינדו																		
	\	時間帯	(0	2		4 \$	6		8	1	0	12		14 \$	16 \$	18	20 \$	22 \$		計
区分	Ì		4	2	4		6	8		10	1	2	14		16	18	20	22	24		
	件	数		90		52	75	539)	784		589	E.5	24	616	844	676	325	18	0	5,294
	前	年 比	Δ	9	Δ	12	△ 10	\triangle	l 🛆	44	\triangle	112	\triangle	64	△ 45	△ 109	△ 100	△ 46	S △ 3	3	△ 585
	構	成 率		1.7		1.0	1.4	10.2	2	14.8		11.1	•	9.9	11.6	15.9	12.8	6.1	. 3.	4	100.0
	死	者		2		2	7			6		2		2	8	7	12	3	3	2	53
	前	年 比	\triangle	2	Δ	1	3	Δ ,	7 🛆	2	\triangle	7	\triangle	5	3	1	2	Δ 3		2	△ 20
	構	成 率		3.8		3.8	13.2			11.3		3.8		3.8	15.1	13.2	22.6	5.7	3.	8	100.0
	傷	者		122		82	82	633	3	953		739	6	34	830	1,067	850	420	23	9	6,651
	前	年 比	\triangle	19		3	△ 18	20) 🛆	₂ 76	\triangle	169	△ 1	66	△ 69	△ 223	△ 146	△ 56	S △ 5	5	△ 974
	構	成 率		1.8		1.2	1.2	9.	5	14.3		11.1	!	9.5	12.5	16.0	12.8	6.3	3.	6	100.0

(4)道路別

	\ 道路					国					道					県	市	高速	そ	
×	(分)	1	8	21	161	303	306	307	365	367	421	422	477	湖西道路	小計	道	町道	道路等	の他	11
	件 数	453	368	17	220	6	14	83	32	8	65	23	150	29	1,468	1,803	1,565	163	295	5,294
	前年比	△ 50	△ 28	△ 2	△ 4	△ 1	△ 14	△ 9	2	\triangle 2	2	△ 7	16	△ 7	△104	△147	△ 301	3	△ 36	△ 585
	構成率	8.6	7.0	0.3	4.2	0.1	0.3	1.6	0.6	0.2	1.2	0.4	2.8	0.5	27.7	34.1	29.6	3.1	5.6	100.0
	死 者	2	2	2	3			5		1		1	2		18	18	11	2	4	53
	前年比	△ 5	△ 1	1				1		1	△ 1	1	2		△ 1	△ 3	△ 11	\triangle 4	△ 1	△ 20
	構成率	3.8	3.8	3.8	5.7			9.4		1.9		1.9	3.8		34.0	34.0	20.8	3.8	7.5	100.0
	傷者	561	495	23	295	6	18	108	44	12	83	30	206	53	1,934	2,225	1,844	296	352	6,651
	前年比	△ 92	△ 42	2	△ 31	△ 5	△ 23	△ 18	△ 1	△ 5	△ 6	△ 4	14	△ 22	△233	△346	△ 376	\triangle 2	△ 17	△ 974
	構成率	8.4	7.4	0.3	4.4	0.1	0.3	1.6	0.7	0.2	1.2	0.5	3.1	0.8	29.1	33.5	27.7	4.5	5.3	100.0

(5)道路形状別

	\	道路形状		交	差点			交差	点付近			単	色路			一般	
				信-	号機			信	号機		トンネル	橋	カーブ	その他	踏切	交通の	計
×	分		点灯	点滅	無	故障等	点灯	点滅	無	故障等	1.5 -100	们同	屈 折	·CV/IE		場所	
	件	数	586	79	1,136	1	493	7	491		28	58	184	1,947	1	283	5,294
	前	年 比	△ 56	△ 5	△164	1	△107	2	73		\triangle 2	△ 8	△ 56	△ 246	△ 1	△ 16	△ 585
	構	成 率	11.1	1.5	21.5	0.0	9.3	0.1	9.3		0.5	1.1	3.5	36.8	0.0	5.3	100.0
	死	者	7	1	13				2		1		14	14		1	53
	前	年 比	△ 1	1	Δ 8		△ 2		△ 4			△ 2	3	△ 6	Δ 1		△ 20
	構	成 率	13.2	1.9	24.5				3.8		1.9		26.4	26.4		1.9	100.0
	傷	者	673	112	1,316	1	662	11	614		46	96	227	2,549	1	343	6,651
	前	年 比	△ 93	△ 7	△207	1	△156	4	77		△ 4	5	△ 90	△ 514		10	△ 974
	構	成 率	10.1	1.7	19.8	0.0	10.0	0.2	9.2		0.7	1.4	3.4	38.3	0.0	5.2	100.0

(6)事故類型別

	∖ 事故	人	対 車	両	車	三 声	j ‡		瓦	車「	可 単	i 独		
⊵	類型公分	対背面 通行中		その他	正面衝突	追突	出会い頭	追越 追抜時	その他	工作物	路外 逸脱	その他	列車	計
	件 数	74	273	132	136	2,216	1,328	93	901	69	14	58		5,294
	前年比	△ 18	△ 15	9	△ 42	△ 292	△104	△ 11	△ 68	△ 25	\triangle 2	△ 17		△ 585
	構成率	1.4	5.2	2.5	2.6	41.9	25.1	1.8	17.0	1.3	0.3	1.1		100.0
	死 者	2	10	2	7	6	11		4	6	5			53
	前年比	2	△ 2	1	1	1	△ 4		△ 5	△ 8	△ 2	△ 4		△ 20
	構成率	3.8	18.9	3.8	13.2	11.3	20.8		7.5	11.3	9.4			100.0
	傷者	74	271	134	184	3,123	1,574	111	1,028	81	11	60		6,651
	前年比	△ 21	△ 11	9	△ 90	△ 585	△152	△ 8	△ 80	△ 11		△ 25		△ 974
	構成率	1.1	4.1	2.0	2.8	47.0	23.7	1.7	15.5	1.2	0.2	0.9		100.0

(7)第1当事者の年齢層別

	、年齢層	15	16	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	不	
		歳	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	歳		計
		以	19	24	29	34	39	44	49	54	59	64	69	74	以		μΙ
⊵	∑分 \	下	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	上	明	
	件 数	74	216	616	527	464	445	540	432	315	327	318	336	282	346	56	5,294
	前年比	△ 32	△ 47	△ 90	△ 64	△ 105	△ 72	△ 17	△ 24	△ 72	△ 45	△ 26	△ 4	17	△ 12	8	△ 585
	構成率	1.4	4.1	11.6	10.0	8.8	8.4	10.2	8.2	6.0	6.2	6.0	6.3	5.3	6.5	1.1	100.0
	死 者		3	2	2	5	3	8	2	2	4	2	6	6	8		53
	前年比		1	△ 3	\triangle 2		△ 3	4	△ 1	△ 4		△ 1	\triangle 2		△ 9		△ 20
	構成率		5.7	3.8	3.8	9.4	5.7	15.1	3.8	3.8	7.5	3.8	11.3	11.3	15.1		100.0
Г	傷者	78	276	814	695	617	565	702	525	386	397	377	412	337	409	61	6,651
Ī	前年比	△ 35	△ 62	△ 129	△ 101	△ 155	△ 116	△ 32	△ 68	△ 118	△ 74	△ 57	△ 21	6	△ 24	12	△ 974
	構成率	1.2	4.1	12.2	10.4	9.3	8.5	10.6	7.9	5.8	6.0	5.7	6.2	5.1	6.1	0.9	100.0

(8)第1当事者の車種別

_	<u>U/ </u>		ָּיָּיָּיָּיָּיִיּ	12/33														
	、車種	乗	ŧ	用	耳	Ī	貨	4	勿	車	特	<u> </u>	論 車	軽耳	車 両	歩	不	
		大	中	普	der.	11 ///	大	中	普	der	殊	自	原	自	そ	行		計
⊵	:分 \	型	型	通	軽	カ l	型	型	通	軽	車	=	付	転車	の他	者	明	
	件数	11	5	2,202	1,731		118			384		74	117	209		10	56	5,294
	前年比	△ 5	2	△ 254	△ 137		△ 7	△ 8	△ 22	△ 64	△ 4	8	△ 27	△ 63		△ 12	8	△ 585
	構成率	0.2	0.1	41.6	32.7		2.2	2.6	4.5	7.3	0.0	1.4	2.2	3.9		0.2	1.1	100.0
	死 者	1		15	10		4	2	4	6		3	5	2		1		53
	前年比	1		1	△ 4		△ 1	Δ 1	3	△ 7	\triangle 2	△ 5	2	△ 6		△ 1		△ 20
	構成率	1.9		28.3	18.9		7.5	3.8	7.5	11.3		5.7	9.4	3.8		1.9		100.0
	傷者	16	9	2,829	2,183		161	179	331	463	1	76	122	211		9	61	6,651
	前年比	\triangle 2	6	△ 467	△ 256	·	△ 19	△ 28	△ 15	△ 110	\triangle 2	4	△ 25	△ 60		△ 12	12	△ 974
	構成率	0.2	0.1	42.5	32.8		2.4	2.7	5.0	7.0	0.0	1.1	1.8	3.2		0.1	0.9	100.0

(9)第1当事者の違反別

	達 反	信	最	追	一時	酒	過	安	全 運	転 義	務違	1 反	そ	歩違	不	
		号無	高速	越	不	酔	労運	運作 転不	前方	下注意	安不確	その	Ø	行 者		計
⊵	☑分 \	視	度	l	停 止	٧١	転	操適	漫然	脇見	全認	他	他	の反	明	
	件 数	237	8	53	316		9	223	538	880	484	752	1,728	10	56	5,294
	前年比	△ 9	1	\triangle 4	△ 98	△ 2	1	△ 8	△ 39	△ 190	△ 40	△ 164	△ 29	△ 12	8	△ 585
	構成率	4.5	0.2	1.0	6.0		0.2	4.2	10.2	16.6	9.1	14.2	32.6	0.2	1.1	100.0
	死 者	4	4		2		1	3	10	1	1	5	21	1		53
	前年比	2	2		△ 3			\triangle 2	2	△ 9		\triangle 5	△ 6	△ 1		△ 20
	構成率	7.5	7.5		3.8		1.9	5.7	18.9	1.9	1.9	9.4	39.6	1.9		100.0
	傷者	307	13	61	394		13	275	732	1,239	570	1,033	1,944	9	61	6,651
	前年比	△ 26	6	2	△ 123	△ 4	△ 1	△ 32	△ 131	△ 313	△ 12	△ 261	△ 79	△ 12	12	△ 974
	構成率	4.6	0.2	0.9	5.9		0.2	4.1	11.0	18.6	8.6	15.5	29.2	0.1	0.9	100.0

(10)死傷者の年齢層別

	年齢層	Ĺĭ	高	そ20	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	
		ど	校	の歳	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	歳	計
) +5	生	他未	24	29	34	39	44	49	54	59	64	69	74	以	н
\boxtimes	分	Ð	工	の満	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	上	
	死 者			2	5	1	2	1	3	3	5	3	2	3	6	17	53
	前年比				Δ 1	△ 2	1	△ 6	Δ 1	3	3	Δ 1	△ 3	△ 4		△ 9	△ 20
	構成率			3.8	9.4	1.9	3.8	1.9	5.7	5.7	9.4	5.7	3.8	5.7	11.3	32.1	100.0
	傷者	439	185	238	645	666	614	597	694	604	430	344	316	298	238	343	6,651
	前年比	△ 80	Δ 11	△ 17	△ 117	△ 36	△ 73	△ 165	△ 87	13	△ 92	△ 99	△ 91	△ 73	△ 34	△ 12	△ 974
	構成率	6.6	2.8	3.6	9.7	10.0	9.2	9.0	10.4	9.1	6.5	5.2	4.8	4.5	3.6	5.2	100.0

(注) こどもとは中学生以下をいう

(11)死傷者の状態別

_	1 1//	177	· » · · · ·	.,,,,,							
	大 状態	歩行中	自転車 乗用中	自動	二輪	原	付	自重	助 車	その他	
D	区分	9.11.1.	乗用中	運転中	同乗中	運転中	同乗中	運転中	同乗中	C 07 E	П
	死 者	14	6	6		8		13	5	1	53
	前年比		△ 6	△ 5		5		△ 12	△ 2		△ 20
	構成率	26.4	11.3	11.3		15.1		24.5	9.4	1.9	100.0
	傷者	490	786	279	3	321	3	3,614	1,154	1	6,651
	前年比	△ 31	△ 89	△ 10	△ 8	△ 76	Δ 1	△ 487	△ 259	△ 13	△ 974
	構成率	7.4	11.8	4.2	0.0	4.8	0.0	54.3	17.4	0.0	100.0

その他は、列車乗車中、歩行者以外の道路上の人及び道路外の人をいう。

平成28年 市町別各種交通事故発生状況

		区分	全	事	故	死 亡	事 故	歩	行 者	羊	故	自	転 耳	事	故
発生 市町			件 数	死 者	傷者	件 数	死 者	件 数	全事故件数に占める率	死 者	傷者	件数	全事故件数に占める率	死 者	傷者
大	津	市	1,055	9	1,301	9	9	137	13.0	3	139	128	12.1	1	123
彦	根	市	492	1	610	1	1	49	10.0		50	106	21.5		109
長	浜	市	403	7	479	7	7	28	6.9	2	29	67	16.6		67
近江	工八帧	番市	357	2	446	2	2	24	6.7	1	24	50	14.0		50
草	津	市	588	2	716	2	2	53	9.0	1	56	116	19.7	1	113
守	山	市	335	2	411	2	2	38	11.3	1	37	77	23.0	1	73
栗	東	市	300	1	356	1	1	23	7.7		23	56	18.7	1	55
甲	賀	市	268	8	313	8	8	19	7.1	1	20	30	11.2		30
野	洲	市	214	1	268	1	1	16	7.5		17	29	13.6	1	27
湖	南	市	202	2	243	2	2	13	6.4		15	22	10.9		22
高	島	市	97	1	141	1	1	7	7.2		7	11	11.3		10
東	近江	市	396	7	521	7	7	31	7.8	2	33	60	15.2		61
米	原	市	131	4	175	4	4	9	6.9	2	8	10	7.6	1	10
F	野	町	57	1	69	1	1	6	10.5		6	8	14.0		8
竜	王	町	71		95			5	7.0		5	1	1.4		1
愛	荘	町	71		94			2	2.8		2	11	15.5		11
豊	郷	町	43		51			5	11.6		5	10	23.3		10
甲	良	町	29		38			1	3.4		1	4	13.8		4
多	賀	町	22	3	28	2	3	3	13.6		3	2	9.1		2
高速	東道區	各等	163	2	296	2	2	10	6.1	1	10				
合		計	5,294	53	6,651	52	53	479	9.0	14	490	798	15.1	6	786

		区分	ĹJ	ども	の事	故	高	齢	者	D	事	故
発生 市町			死 者	傷者	死傷者	全死傷者数に占める率	件数	全事故件数に占める率	死 者	傷者	死傷者	全死傷者数 に占める率
大	津	市		66	66	5.0	308	29.2		167	167	12.7
彦	根	市		51	51	8.3	161	32.7		91	91	14.9
長	浜	市		24	24	4.9	123	30.5	4	69	73	15.0
近江	匚八帧	番市		34	34	7.6	97	27.2	1	67	68	15.2
草	津	市		52	52	7.2	160	27.2	2	81	83	11.6
守	山	市		34	34	8.2	89	26.6	2	50	52	12.6
栗	東	市		11	11	3.1	72	24.0	1	42	43	12.0
甲	賀	市		21	21	6.5	77	28.7	4	38	42	13.1
野	洲	市		22	22	8.2	56	26.2	1	39	40	14.9
湖	南	市		16	16	6.5	34	16.8	2	13	15	6.1
高	島	市		6	6	4.2	44	45.4	1	41	42	29.6
東	近江	市		48	48	9.1	106	26.8	3	75	78	14.8
米	原	市		10	10	5.6	41	31.3	2	27	29	16.2
目	野	町		5	5	7.1	20	35.1	1	15	16	22.9
竜	王	町		3	3	3.2	13	18.3		9	9	9.5
愛	荘	町		5	5	5.3	17	23.9		8	8	8.5
豊	郷	町		5	5	9.8	13	30.2		7	7	13.7
甲	良	町		4	4	10.5	8	27.6		6	6	15.8
多	賀	町		5	5	16.1	8	36.4	2	4	6	19.4
高速	速道 距	各等		17	17	5.7	23	14.1		30	30	10.1
合		計		439	439	6.5	1,470	27.8	26	879	905	13.5

		区分	<u> </u>	輪耳	車 事	故	高	校生	の事	故	交	差点	事	故
発生 市町			件数	全事故件数に占める率	死 者	傷者	件数	全事故件数に占める率	死 者	傷者	件数	全事故件数に占める率	死 者	傷者
大	津	市	217	20.6	1	195	26	2.5		31	327	31.0	3	356
彦	根	市	37	7.5	1	29	18	3.7		25	158	32.1	1	179
長	浜	市	28	6.9	1	26	18	4.5		22	168	41.7	2	202
近江	工八帽	番市	37	10.4	1	32	10	2.8		10	134	37.5	2	154
草	津	市	105	17.9		99	17	2.9		20	224	38.1	1	259
守	山	市	36	10.7		33	13	3.9		16	123	36.7	2	136
栗	東	市	47	15.7		39	13	4.3		14	104	34.7		113
甲	賀	市	28	10.4	3	23	7	2.6		8	93	34.7	2	107
野	洲	市	22	10.3		21	4	1.9		4	65	30.4		78
湖	南	市	31	15.3	1	29	7	3.5		8	63	31.2	1	72
高	島	市	11	11.3		11	1	1.0		2	44	45.4		62
東	近 江	市	33	8.3	3	30	10	2.5		15	160	40.4	5	212
米	原	市	10	7.6		10				1	31	23.7	2	34
日	野	町	6	10.5	1	5	3	5.3		3	27	47.4		36
竜	王	町	7	9.9		7					15	21.1		18
愛	荘	町	6	8.5		5	2	2.8		2	23	32.4		31
豊	郷	町	2	4.7		2	1	2.3		1	19	44.2		22
甲	良	町	2	6.9		2					18	62.1		23
多	賀	町	2	9.1	2	1					6	27.3		8
高遠	東道路	各等	7	4.3		7				3				
合		計	674	12.7	14	606	150	2.8		185	1,802	34.0	21	2,102

		区分	女性	ドライ	゛バー	事 故	若 年	ドライ	゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	事 故	高 齢	ドライ	' バ ー	事 故
発生 市町			件数	全事故件数に占める率	死 者	傷者	件 数	全事故件数に占める率	死 者	傷者	件 数	全事故件数に占める率	死 者	傷者
大	津	市	311	29.5		373	145	13.7		191	194	18.4	2	233
彦	根	市	188	38.2		234	69	14.0		94	104	21.1		122
長	浜	市	132	32.8	1	162	57	14.1		67	84	20.8	3	110
近江	口八帕	番市	118	33.1	1	146	64	17.9	1	83	57	16.0		68
草	津	市	203	34.5	1	243	94	16.0		119	107	18.2	1	126
守	山	市	118	35.2		147	47	14.0		65	52	15.5	1	56
栗	東	市	102	34.0		118	37	12.3		50	43	14.3		50
甲	賀	市	83	31.0	3	103	45	16.8		55	50	18.7	3	57
野	洲	市	80	37.4		98	36	16.8		48	27	12.6		36
湖	南	市	59	29.2		73	33	16.3		37	27	13.4	2	27
高	島	市	33	34.0		49	13	13.4		21	23	23.7	1	34
東	近江	市	141	35.6	3	202	64	16.2	2	86	61	15.4	1	74
米	原	计	45	34.4	1	52	24	18.3	1	32	29	22.1	1	38
目	野	町	20	35.1	1	22	5	8.8		6	13	22.8	1	19
竜	王	町	19	26.8		24	13	18.3		16	8	11.3		10
愛	荘	町	26	36.6		33	9	12.7		14	12	16.9		15
豊	郷	町	13	30.2		13	6	14.0		6	8	18.6		9
甲	良	町	9	31.0		11	3	10.3		4	4	13.8		6
多	賀	町	2	9.1		2	1	4.5		1	6	27.3	2	8
高速	速道 路	各等	15	9.2		27	27	16.6		55	9	5.5		16
合		計	1,717	32.4	11	2,132	792	15.0	4	1,050	918	17.3	18	1,114

平成29年度滋賀県交通安全実施計画

平成29年(2017年) 12 月発行

編集・発行:滋賀県土木交通部交通戦略課

滋賀県交通安全対策会議

〒520-8577大津市京町四丁目1-1

電話:077-528-3682